

年少労働調査資料

第12集

第13集

電球および真空管製造業 に働く年少者の余暇生活

第一部 余暇生活施設調査の報告

第二部 余暇生活個人調査の報告



労働省婦人少年局

1950年11月

は し が き

年少労働者に眞に明るい労働の生活を営ませ、健かに育てあげるには、かれらの直接の労働生活ばかりでなく、余暇生活にまで保護や指導の手を差し延べねばならないことはいうまでもない。この調査は、そのような目的のために、年少労働者の余暇生活の現状の把握を試みたものである。

この調査の対象として、電球および真空管製造業が特別に選ばれたわけや、それに関連して廣くこの産業部門の労働経済事情などについては、詳しくは、この部門に働く年少労働者の直接の労働生活の実態調査——雇用状況、労働条件および労働環境など——の結果の報告の中にのべるつもりであるが、要するにこの部門は比較的女子年少者が多く働いていること、重要産業であること、比較的傳統の新しい近代産業であること、それに近來の經濟的變動の影響を著しくうけたこと、なおそれにこの部門を含む電氣および通信機械器具製造部門の労働組織が比較的高度であることなどによつて、同じく年少労働者の多い部門である繊維工業などに比べて、類似な点もみられるが同時に差違も見られて、年少労働事情を把握するのに好都合ではないかという観点からこの部門がこの度の調査対象として選出されたわけである。

この報告を読まれる方は、先にのべたもう一つの調査報告をあわせて読まれることを希望する次第である。

目 次

第 一 部

余暇生活施設調査の報告

一、調査の目的	1
二、調査の方法	1
三、調査の結果	10
I、年少労働者数の概況	0
II、教養及び福利、厚生	12
1、固定施設	12
(1) 教養娯楽固定施設	12
(2) 運動固定施設	14
(3) 医療施設	17
2、行 事	20
(1) 教養娯楽行事	20
(2) 体育行事	22
3、固定施設と行事の総合的設置状況	23
4、固定施設と行事の主催者	26
5、固定施設と行事の経費負担者	31

6、施設と行事の利用者	33
III、年少労働者の職場教育、訓練、指導	35
1、技能習得の方法	35
2、安全、災害予防の方法	36
3、栄進、登用の方法	37
4、不平、苦情、要望の処理方法	38
IV、寄宿舎施設	39
(1) 寄宿舎の規模	39
(2) 現在收容人員	9
(3) 管 理 人	41
(4) 給 食 施 設	41
(5) 寝 具	42
(6) その他の施設	42
(7) 経費の負担額	42
V、寄宿舎自治組織及び寄宿舎生活	44
(1) 自治組織の構成	44
(2) 自治組織の役員	44
(3) 行 事	45
(4) 教育のための機関	45

(5) 外出及び外泊、帰省の手続	45
(6) 面会及び通信の手続	46
(7) 舍内の規律違反の処置	46
(8) 舍内の秩序維持のために自治組織がとつ ている対策	46
(9) 自治組織の活動	46
(10) 自治組織と事業主との関係	47
(11) 自治組織と組合との関係	47
Ⅵ 労働組合について	48
1、労働組合の所属系統	48
2、労働組合の教育活動	49
3、年少者の不平苦情の処理方法	50
Ⅶ、労働省に対する希望又は意見	51
1、事業主	51
2、労働組合	51
むすび	52

第 二 部

余暇生活個人調査の報告

一、調査の方法	54
二、調査の結果	59
I 一般的調査	59

(1) 工場規模別、工場別、年令別、男女別調査 労働者数	59
(2) 工場所在府縣別出身府縣別年少労働者数	60
(3) 出身府縣別年少労働者数	63
(4) 就学年数別年少労働者数	64
II 個人調査事項	65
(5) 通勤時間別、乗物別年少労働者数	65
(6) 住居の種類別年少労働者数	66
(7) 親の有無別年少労働者数	67
(8) 家族数別年少労働者数	68
(9) 家計負担者別年少労働者数	69
(10) 給料過不足別年少労働者数	70
(11) スポーツの種類別年少労働者数	72
(12) 趣味、娯楽、別年少労働者数	73
(13) 仕事が済んでからの習学状況	74
(14) 将来の余暇利用に対する希望	75
(15) 一週間の余暇生活利用状態	76
I 学 校	76
II 読 書	77
III 映 画	77
IV 音 楽	79
V 家事の手傳	79

Ⅵ	ス ポ ー ツ	80
Ⅶ	組合や自治会の仕事	80
Ⅷ	そ の 他	
Ⅷ	余暇利用の各事項別の総合結果	81
(16)	休んだ回数別理由の有無別及休日数別年少労働者数	84
(17)	労働組合の有無加入状況及役員の経歴有無別年少労働者数	85
(18)	勤め先や寄宿舍の施設設備について	85
(19)	余暇に対する組合活動について	86
(20)	居住町村の利用施設設備について	86
三	む す び	87

第 一 部

余 暇 生 活 施 設 調 査 の 報 告

一、調 査 の 目 的

この調査は、年少労働者の労働余暇の生活を善導し、あるいはその生活環境を改善したりなどして、直接的な労働生活、労働条件および労働環境の善導と改善と相まつて、年少労働者の生活の全体をより向上させるための方策を講じる基礎資料を得る目的のため年少労働者の余暇生活の現状を調査把握したものである。

二、調 査 の 方 法

I 調 査 の 対 象

電球製造業 16 事業場、真空管製造業 8 事業場（事業場は大規模から中小規模までを含めている）の事業主、寄宿舍関係者、組合関係者。

II 調 査 の 地 域

群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、福岡の 13 府縣。

III 調 査 期 間

1950 年 4 月 1 日から 5 月末日までの 2 ヶ月。

IV 調 査 の 担 当

婦人少年局本局係員が主体となり、同地方職員室係員がこれに協力して調査に当つたものである。

V 調 査 内 容

調査の様式は次のようなもので、係員が事業主、寄宿舍関係者、組合関係者に面接して各々の項に就て質問し、解答を書きこむと云う方法で調査を行つた。

年少労働者の余暇生活に関する調査

労働省婦人少年局

調査者氏名 印
昭和 年 月 日調

A. 事業主に関する調査

事業場名
所在地
産業分類
在庫製品

I. 出身地別従業者数調

出身 地別	年令別 性 別		18才以上	15才以上 18才未満	15才未満	計
	男	女				
事業場所在 都道府県内	男					
	女					
	計					
事業場所在 都道府県外	男					
	女					
	計					
合 計	男					
	女					
	計					

I. 教養、福利、厚生に関する事項

1. 施 設

種 別	施 設 の 名 称 数 量	利 用 者	所 有 主
教 養 1) 娛 楽	イ) 固定施設		
	ロ) その他の施設、備品		
体 育 2) 運 動	イ) 固定施設		
	ロ) その他の施設、備品		
3)医 療	イ) 施 設		
	ロ) 従事者		
4)そ の 他			

2 行 事

種 別	行事の名称回数（期間）	利用者	主催者	経費の負担者及額
1) 教 養 娛 楽	イ) 定期に行うもの			
	ロ) 不定期に行うもの			
2) 体 育 運 動	イ) 定期に行うもの			
	ロ) 不定期に行うもの			
3) そ の 他				

Ⅱ、年少労働者の職場教育、訓練、指導に関する事項

1. 技能習修のためにどんな方法をとっているか。
2. 安全、災害予防のためにどんな方法をとっているか。
3. 米進、登用はどんな方法で行っているか。
4. 不平、苦情、要望などどんな方法で処理しているか。
5. 年少者の指導について、成功又は失敗の事例。
6. その他。

Ⅲ、寄宿舎施設に関する事項

1. 規 模	種 類	棟 数	室 数	疊 数	收容能力
	男子寮 女子寮				
2. 現在收容人員	種 別	18才以上	15才以上 18才未満	15才未満	計
	男子寮				
	女子寮				
	計				
3. 管 理 人	職名及び職務権限				
	男 人 女 人				
4. 給 食 施 設	食堂の有無 有 無				
	経 営	{ 全社直営 請負 舎生自炊 舎生共同炊事			
5. 寝 具	貸 與	{ 有 料 本人持参 無 料			
6. その他の施設					
7. 経費の負担 (一ヶ月)	負擔者	寄 宿 舎 担	事業主負担	計	備 考
	種 別				
	舎 費				
	食 費				
	寢具代				
	計				

B、寄宿舎自治組織並びに寄宿舎生活についての調査

1. 自治組織の名称

2. 組織の構成

3. 役員について

名 称 職務内容 選出方法

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

4. 寄宿舎の日課 (一週間)

5. 主なる行事

期 間	行 事
一月の中	1. 2. 3. 4. 5.
一年の中	1. 2. 3. 4. 5.

11. 自治組織の活動の状況

12. 自治組織と事業主との関係

13. 自治組織と労働組合との関係

14. その他

6. 教養のための機関

7. 外出、外泊及び帰省の手続

8. 面会及び通信の手続

9. 舎内の規律違反をどう処置するか

10. 舎内の秩序維持のために自治組織がとっている対策

C、労働組合 についての調査

1. 名称及所属系統
2. 組合組織の概要
3. 組合の教育活動の概要
4. 年少者の教育指導についての活動概要
5. 年少者に関係のある労働協約
6. 年少者の不平、苦情、要望などの処理方法及び対策機関
7. その他

D、参 考

1. 労働省に対する希望又は意見

事業主

労働組合

2. 調査者の感想

3. 備 考

就業規則、労働協約、寄宿舍規則、寄宿舍自治規則、その他参考
となる様式、手続などを別紙として添附

三、調 査 の 結 果

I 年少労働者数の概況 (第1表参照)

各事業場別に、調査対象の年少労働者数を県内県外に分けて記入したものである。(規模別の欄の算用数字は調査事業場名を表す)

第 1 表 A 産業別、規模別、事業場別、年令別、出身地別、年少労働者

産 業 門 別	規 模 別	性 別	区 分	總 計			15才～18才未滿									15才未滿								
							合 計			縣 内			縣 外			合 計			縣 内			縣 外		
							計			計			計			計			計			計		
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
眞	大規模	1	212	4	208	212	4	208	170	1	169	42	3	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		2	41	28	13	41	28	13	37	25	12	4	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
		3	56	22	34	56	22	34	56	22	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		4	18	10	8	18	10	8	16	9	7	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
		5	69	37	32	69	37	32	48	21	27	21	16	5	—	—	—	—	—	—	—	—		
	小 計		396	101	295	396	101	295	327	78	249	69	23	46	—	—	—	—	—	—	—	—		
	中規模	1	20	2	18	20	2	18	2	1	1	18	1	17	—	—	—	—	—	—	—	—		
		2	17	8	9	17	8	9	14	7	7	3	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—		
		3	2	1	1	2	1	1	1	—	1	1	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—		
		4	41	19	22	41	19	22	31	17	14	10	2	8	—	—	—	—	—	—	—	—		
		5	41	4	37	41	4	37	41	4	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
空	小規模	6	92	—	92	92	—	92	92	—	92	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		7	13	9	4	13	9	4	13	39	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		小 計	226	43	183	226	43	183	194	8	156	32	5	27	—	—	—	—	—	—	—	—		
	小規模	1	7	4	3	6	4	2	6	4	2	—	—	—	1	—	1	1	—	1	—	—		
		2	7	1	6	7	1	6	7	1	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		3	5	2	3	5	2	3	5	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
管	小 計	4	31	13	18	31	13	18	31	13	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		5	5	3	2	5	3	2	5	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		6	8	2	6	8	2	6	8	2	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		眞空管計	685	169	516	684	169	515	583	141	442	101	28	73	1	—	1	1	—	1	—	—	—	

産業部門別	区分 性別 規模別	總 計			15才～18才未満									15才未満								
					合 計			縣 内			縣 外			合 計			縣 内			縣 外		
		合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女
電	大規模1	65	6	59	65	6	59	46	6	40	19	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	39	—	39	39	—	39	16	—	16	23	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	104	6	98	104	6	98	62	6	56	42	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中規模1	16	12	4	16	12	4	10	7	3	6	5	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	20	7	13	20	7	13	19	7	12	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	59	—	59	59	—	59	59	—	59	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	27	1	28	29	1	28	29	1	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	39	16	23	39	16	23	23	7	16	16	9	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	40	19	21	40	19	21	40	19	21	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	203	55	148	203	55	148	180	41	139	23	14	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
球	小規模1	22	6	16	22	6	16	17	2	15	5	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	21	8	13	21	8	13	21	8	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	19	5	14	19	5	14	17	4	13	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	17	7	10	17	7	10	10	4	6	7	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	6	2	4	6	2	4	6	2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	5	2	3	5	2	3	5	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	15	14	1	15	14	1	13	12	1	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	7	1	6	7	1	6	6	1	5	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	7	1	6	7	1	6	6	1	5	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	119	46	73	119	46	73	101	36	65	18	10	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電球計		426	107	319	426	107	319	343	83	260	83	24	59	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 計		1,111	276	835	1,110	276	834	926	224	702	184	52	132	1	—	1	1	—	1			

1. この調査において、把握された年少労働者数は 1,111 名である。
これを産業別にみると、真空管部門が、61.7% (685 名)、電球部門 38.
③% (426 名) となっている。

2. この調査で把握した年少労働者は満 15 才以上のものがほとんどで
あつて、15才未満の者は真空管部門の小規模工場に女子1名のみである。

3. 男女別にみると真空管部門では男 24.7% (169 名) 女 75.3% (5
16 名) 電球部門では男 25.1% (107 名) 女 74.9% (319 名) であり、
全体的にみて女子の方が約 3 倍も多くなっている。

4. 次に規模別に事業場所在の 縣内より来ている者と、縣外から来て
いる者とに分けてみると、次の表の如くである。

第 1 表 B

産業別、規模別、出身地別、年少労働者数及び比率

産業別 規模別 区分			眞 空 管				電 球			
			縣 内		縣 外		縣 内		縣 外	
			%	人数	%	人数	%	人数	%	人数
大	規	模	82.6	327	17.4	69	59.6	62	40.4	42
中	規	模	85.8	194	14.2	32	88.7	180	11.3	23
小	規	模	100	62	0	0	84.9	101	15.1	18

これによれば、電球部門の大規模工場において、縣内の者と、縣外の者との数が相半ばしているのを除いた他は、縣内の者が圧倒的に多い数を示している。したがって、この調査の限りでは、遠方からの出かせぎの傾向は殆んどみられず、事業場の近くからの通勤者が大部分である。

また、両部門とも、大規模工場においては、縣外より來ている者が比較的多くみられるが、これは寄宿舎や寮の施設を有する工場が大規模工

場に多い爲であると思われる。

Ⅱ 教養及び福利、厚生

1. 固 定 施 設

(1) 教養娛樂固定施設(第2表参照)

第 2 表 A

産業別、規模別、教養娛樂固定施設別事業場数

産業別 規模別 施設別			合 計				眞 空 管				電 球			
			計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
図	書	室	4	3	1	—	1	1	—	—	3	2	1	—
講		堂	9	4	4	1	4	2	2	—	5	2	2	1
娛	樂	室	8	4	4	—	5	3	2	—	3	1	2	—
談	話	室	2	1	1	—	1	1	—	—	1	—	1	—
そ	の	他	5	4	1	—	3	3	—	—	2	1	1	—
	計		28	16	14	1	14	10	4	—	14	6	7	1

第 2 表 B 全事業場に対する産業別、規模別、教養娯楽固定施設を有する事業場の比率

規模別	産業別 施設別	合 計				真空管	電 球
		計	大	中	小		
	図 書 室	11%	8%	2%	—	2%	8%
	講 堂	25%	11%	11%	2%	5%	14%
	娛 楽 室	22%	11%	11%	—	8%	8%
	談 話 室	5%	2%	2%	—	2%	2%
	そ の 他	14%	11%	2%	—	8%	5%

第2表に示されてある様に固定施設を四室及びその他に分け、それぞれの施設を有する事業場数を記入し、規模別に比較検討を加えたものである。

イ、全事業場に対する施設別事業場比率図書室を有する事業場は全事

第 3 表 産業別、規模別、固定施設有無別事業場数

区 分	産業別 規模別	合 計				真 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
	一施設以上ある	15	7	7	1	8	5	3	—	7	2	4	1
	全 く な し	20	—	6	14	10	—	4	6	10	—	2	8
	計	35	7	13	15	18	5	7	6	17	2	6	9

業場の 11%に当り、講堂 25%、娯楽室 22%談話室 5%となつている。

ロ、規模別

全施設数 28 の中、58%が大規模工場、38%が中規模工場、そして僅かに 4 %が小規模工場に含まれている。

更に一工場 1 施設数の割合を、工場規模別にみると、大規模工場は一工場当り 2.3 の施設を有することになり、中規模工場は 0.84 施設、小規模工場は 0.06 施設となつている。

又これらの固定施設を一つ以上有している工場は(第3表参照)大規模工場7、中規模工場7、小規模工場1でその規模別比率は大規模工場が 100%、中規模工場は 53%、小規模工場は僅に 7.1%にすぎない。従つてこれらの施設を有していない工場は中規模工場は 47%、小規模工場は 82.9%という大多数におよび、全体では 57%の大半をしめているのである。以上のことからして工場の経営規模が

小さくなるにしたがつて、施設も不備になる傾向が見られる。この傾向は單にこの項目だけにとどまらず、次の項の設備品のそなえつ

け状況あるいは、余暇行事についてもみられる傾向である。

第 4 表 産業別、規模別、設備品別事業場数

区 分	産業別 規模別	合 計				電 球				真 空 管			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
ビ	ア	4	4	—	—	4	2	2	—	4	2	2	—
オ	ル	2	1	1	—	2	1	1	—	—	—	—	—
電		10	2	4	4	4	1	1	2	6	1	3	2
図		14	3	9	2	8	2	5	1	6	1	4	1
茶	道	6	3	3	—	3	2	1	—	3	1	2	—
華	道	11	3	6	2	6	2	4	—	5	1	2	2
ミ	シ	2	1	1	—	—	—	—	—	2	1	1	—
ア	イ	2	1	1	—	—	—	—	—	2	1	1	—
管	樂	3	2	1	—	2	1	1	—	1	1	—	—
ラ	ジ	15	6	7	2	10	4	5	1	5	2	2	1
囲		12	4	6	2	7	3	3	1	5	1	3	1
將		12	2	6	4	7	1	4	2	5	1	2	2
マ	—	4	2	2	—	3	2	1	—	1	—	—	1
	計	97	34	47	16	56	21	28	7	45	13	22	10

(2) 運動固定施設 (第5表A参照)

固定施設として運動施設の有無を各運動種目別に調べてみると第5表の様な結果となる。

第 5 表 A

産業別、規模別、運動固定施設別事業場数

施設別	産業別 規模別	合 計				真 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
綜 合 運 動 場		9	4	4	1	7	3	3	1	2	1	1	—
野 球 運 動 場		6	3	3	—	5	2	3	—	1	1	—	—
バ レ ー 運 動 場		9	5	4	—	4	3	1	—	5	2	3	—
テ ニ ス 運 動 場		11	6	4	1	5	4	1	—	6	2	3	1
バスケット運動場		2	2	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—
水 泳 道		3	3	—	—	2	2	—	—	1	1	—	—
卓 球 道 場		4	3	1	—	3	2	1	—	1	1	—	—
そ の 他		10	4	4	2	7	4	2	1	3	—	2	1
計		4	3	1	—	2	2	—	—	2	1	1	—
		58	33	21	4	36	23	11	2	22	10	10	2

イ 全事業場に対する施設別事業場比率（第5表B参照）

総合運動場をもっている事業場の全事業場に対する比率は 25%、
野球場 17%、バレー場 25%、テニス場 31%、バスケット場 5%、
水泳 8%、道場 11%、卓球場 29%、その他 11%となっている。従
つて全工場に対して施設を有する事業場は全体の 51%の比率にすぎ
ない。

第 5 表 B 全事業場に対する運動固定施設を有する事業場率

施設別	産業別 規模別	合 計				真空管	電 球
		計	大	中	小		
綜 合 運 動 場		25%	11%	11%	2%	20%	5%
野 球 〃		17%	8%	8%	—	14%	2%
バ レ ー 〃		25%	14%	11%	—	11%	14%
テ ニ ス 〃		31%	17%	11%	2%	14%	17%
バスケット 〃		5%	5%	—	—	2%	2%
水 泳 道		8%	8%	—	—	5%	2%
卓 球 道 場		11%	8%	2%	—	8%	2%
そ の 他		29%	11%	11%	2%	20%	8%
		11%	2%	2%	—	5%	5%

□ 規模別（第6表参照）

全施設数 58 の中、規模別比率は大規模工場は 5%、中規模工場は 36%、小規模工場は僅に 7% にすぎない。

更に一工場当りに対する施設所有数の平均を規模別にとつてみると大規模工場は一工場当り 4.7 施設、中規模工場は 1.6 施設、小規模工場は 0.3 施設となつてゐる。

又これらの固定施設を一施設以上有している工場数について規模別に工場数の比率をとつてみると（第6表参照）大規模工場は 100%

第 6 表 産業別、規模別、固定施設有無別事業場数

区分	産業別 規模別	合 計				真 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
一施設でも有		18	7	6	5	13	5	5	3	5	2	1	2
全く無		17	—	7	10	5	—	2	3	12	—	5	7
計		35	7	13	15	18	5	7	6	17	2	6	9

中規模工場は 47%、小規模工場は 33% となつてゐる。従つて全くこれらの施設を有していない工場は全体で 49% に達している。この施設については前項の教養娯楽施設の 57% に比較して、運動施設を有していない工場の数の比率は低くなつてゐるが、これは工場外空地、或いは敷地のわずかな部分を利用出来るために、特別の経費がかゝらないという点に理由があるようである。従つて運動固定施設といつても僅かな空地を利用しているところが多いのであつて、厳密な

意味で調査すれば、はるかに少くなるであらう。それにしても中規模小規模工場に比較して大規模工場の方が相対的に施設にめぐまれているということが云える。又年少労働者一人当りに対する施設の割合についても大規模工場が 4.5 施設であるのに対し、中規模工場は 2 施設、小規模工場は 1 施設となつてゐるので、ここにも明らかに規模別の相違がみられる。

又運動用具の設備の点についても同様の傾向がみられるのである。（第7表参照）

即ち、運動用具の設備を有する事業場の全体に対する平均率は 33% である、そして、これを規模別にみると大規模工場は 5%、中規模工場 37%、小規模工場 31% の割合となつてゐる。

第 7 表

産業別、規模別、運動用具の設備別事業場数

区 分	産業別 規模別	合 計				眞 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
テニス		2	7	4	1	7	3	3	1	5	4	1	—
卓球		25	3	11	11	12		5	7	13	3	6	4
野球	球 具	25	5	10	10	12	2	4	6	13	3	6	4
ソフトボール		7	4	1	2	5	2	1	2	2	2	—	—
排球	球 具	17	4	6	7	7	2	2	3	10	2	4	4
陸上競技用具		1	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
その他の		6	2	2	2	5	2	1	2	1	—	1	—
計		93	26	34	33	48	11	16	21	45	15	18	12

(3) 医療施設

第8表に示されている様に医療施設として建物を四つに分類しその施設を有する事業場数を記入し比較してみた。

イ 固定施設（第8表参照）

第 8 表 A

産業別、規模別、医療施設別事業場数

施 設	産業別 規 模	合 計				眞 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
病院	院	1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
診療	療 所	9	6	3	—	5	4	1	—	4	2	2	—
治療室	室	5	—	5	—	2	—	2	—	3	—	3	—
休養室	室	4	—	2	2	3	—	2	1	1	—	—	1
なし	し	16	—	3	13	7	—	2	5	9	—	1	8
計		35	7	13	15	18	5	7	6	17	2	6	9

(イ) 全事業場に対する施設別事業場比率 (第8表B参照)

附属病院を有している事業場は2%、診療所を有する事業場は25%、治療室を有する事業場は14%で、僅かに休養室程度の施設を有

第8表B 全事業場に対する規模別、固定医療施設別、事業場数比率、医療施設比率

施設別	産業別 規模別	合 計				真空管	電 球
		計	大	中	小		
病 院		2%	2%	—	—	2%	
診 療 室		25%	17%	8%	—	14%	11%
治 療 室		14%	—	14%	—	5%	8%
休 養 室		11%	—	5%	5%	8%	2%
な し		46%	—	8%	37%	20%	25%

している事業場は11%で、全くこれらの施設を有していない事業場

第9表A

産業部門別、規模別、医療管理人別事業場数

医療 管理人別	産業別 規模別	合 計				真 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
医 師、看 護 婦		6	5	1		4	3	1		2	2		
看 護 婦 の み		7	2	5		4	2	2		3		3	
嘱 託 医 師		22		7	15	10		4	6	12		3	9
計		35	7	13	15	18	5	7	6	17	2	6	9

は46%の多きにおよんでいる。この様に一應治療室や休養室程度の施設を有している事業所は19工場で、全体の54%にすぎず、他の46%の事業場は休養室さえ有していないのである。

(ロ) 規模別

これらの施設について規模別にみると病院の施設は大規模経営の中の1事業場のみで、診療所は大規模の6事業場、中規模の3事業場で、治療室の施設を有している事業場は中規模の5事業場、休養室程度の施設は中規模の2事業場、小規模の1事業場となっている。従つて全然医療施設らしいものさえ有していない事業所が6%を占めているが、これを規模別にみると、大規模事業場は0%、中規模事業場は19%、小規模事業場は81%の相違をみせている。

ロ 管理人 (第9表参照)

(イ) 全事業場に対する施設別事業場比率

第9表に示されているように医師および看護婦を有している事業

第 9 表 B 全事業場に対する産業別、規模別、管理人別、Ⅱ事業場数比率

規模別 管理人	計	大	中	小	真空管	電 球
医 師、看護婦	17%	14%	2%	—	11%	5%
看護婦のみ	26%	14%	5%	—	11%	8%
嘱託医師のみ	63%	—	20%	42%	29%	34%

場は 17%、看護婦のみという事業場は 20%で、63%は嘱託医師のみとなつている。嘱託医師の多くは、工場の外部で、開業している町医者であつて、社長の知り合いといふ関係の人である。従つて患者が出た場合は、わざわざそこまで出かけて行つてみてもらわねばならないという状態におかれているのである。この様に労働基準法の規定にふれないように一應名目をたてているというような状態におかれているものが少くないということは、注目される点である。

この点については工場側では定期的に見まわりにくると云つてい

るが、実際にどの程度のかんかくで、どの様な観点に注意がはらわれているかは疑問である。

(ロ) 規模別

更に規模別にみると、医師、看護婦のそろつている事業場は、大規模工場は 14%、中規模工場 2%、小規模工場は 0%である。看護婦のみの事業場は大規模工場 14%、中規模工場 5%となつており、小規模工場では看護婦さえもおかれていない実状である。また、嘱託医というのは中規模工場 20%、小規模工場 42%となつている。

以上のことからして、大規模工場には一應その事業場の専門医或いは看護人が設置されているが、工場経営が小さくなるにしたがつて、嘱託医師という形態が多くなつている。これは医師や看護婦又は建物を設置するだけの経費の支出が不可能という経済状態によるものであるか、或いは労働者に対する健康、衛生等の関心に乏しいか、いずれかであろう。

なお、設備状況については第 10 表に示される通りである。即ち、

第 10 表 産業別、規模別、設備別事業場数

区 分	規模別	合 計				電 球				真 空 管			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
氣 胸		1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
レ ン ト		4	3	1	—	3	2	1	—	1	1	—	—
ベ ッ ト		8	5	3	—	4	3	1	—	4	2	2	—
計		13	9	4	—	8	6	2	—	5	3	2	—

氣胸の機械設備を有する事業場は大規模工場に1事業場、レントゲンの設備は、大規模の3事業場と中規模の1事業場、ベットの設備は、大規模の5事業場と中規模の3事業場のみとなっている。従つてこの設備状況についても明瞭に規模別の相違を示している。

以上一通り固定施設について比較検討したのであるが、共通して云えることは中小企業に比して相対的に大企業の方が施設が整っているということである。この様に中小企業に施設が乏しいということは、反面からいえば前にもふれてあるように事業場の経営経済のしからしめるところであるともいえるわけである。

この経済上の理由による欠かんとを單に個々の事業主の責任に轉化するのはあやまりであるが、しかし結果的には直接的生産手段と同じ度合に教養娯樂又は運動施設や医療施設を重要視していないということが云えるわけである。

要するに総資本的立場からする労働力の保全に対する考慮の不足は中小企業の特徴である。

この事は教養、医療の施設の有無だけの問題ではなく、労働条件、労働環境についても同様のことがいえるのである。

2 行 事

(1) 教養娯樂行事(第11表参照)

教養娯樂行事を第11表Aの如く16部門に分け、それらの行事を有する事業場数を産業別規模別に記入した。

イ 全事業場に対する行事別事業所比率

第11表A 産業別、規模別、行事別事業場数

行事別	産業別 規模別	合 計				真 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
1	機関紙発行	2	—	1	1	2	—	1	1	—	—	—	—
2	図書の購読	5	2	2	1	5	2	2	1	1	—	—	—
3	音 樂	5	3	1	1	4	2	1	1	1	1	—	—
4	洋 裁	5	2	3	—	2	1	1	—	3	1	2	—
5	和 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	書 道	4	3	1	—	3	2	1	—	1	1	—	—
7	生 花	9	3	5	1	3	1	2	—	6	2	3	1
8	茶 道	8	5	2	1	4	3	1	—	4	2	1	1
9	演 劇	4	3	1	—	3	2	1	—	1	1	—	—
10	ダンス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	謡 曲	4	3	1	—	3	2	1	—	1	1	—	—
12	俳 句	3	3	—	—	2	2	—	—	1	1	—	—
13	和 歌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	囲 碁	6	3	2	1	4	2	2	—	2	1	—	1
15	將 棋	3	1	1	1	2	1	1	—	1	—	—	1
16	その他	7	2	1	4	4	2	1	1	3	—	—	3
合 計		65	33	21	11	41	22	15	4	24	11	6	7

一番比率の高い行事種目は生花の55%であつて、次は、茶道の23%、囲碁の17%、図書の購読、音楽、洋裁各14%、書道、演劇、謡曲各11%、俳句、将棋各8%づつで、機関紙発行は僅に5%となっている。全然ない種目は和裁とダンスとなっている。ダンスについて或る事業主は「ダンスをやると少し上手になればすぐキャバレーとかダンスホールへ行きたがるので、へたにとり上げると大変な

事になるので」と語っていた。この事は事実かどうか分らぬが或一面を物語っているといえよう。

ロ 規模別

全行事数 65 の中、大規模工場が有している比率は 50%、中規模工場 3%、小規模工場 16% となつている。更に規模別に一工場あたり行事種目数の割合をみると大規模工場においては 4.7 種目、中規模

第 11 表 B 全事業場に対する産業別、規模別、教養娯楽行事別事業場比率

産業別 規模別 行事別	合 計				真 空 管	電 球
	計	大	中	小		
1 機関紙発行	5%	—	2%	2%	5%	—
2 図書の購読	14%	5%	5%	2%	14%	—
3 音楽	14%	8%	2%	2%	11%	2%
4 洋裁	14%	5%	8%	—	5%	8%
5 和裁	—	—	—	—	—	—
6 書道	11%	8%	2%	—	8%	2%
7 生花	25%	8%	14%	2%	8%	17%
8 茶道	22%	14%	5%	2%	11%	11%
9 演劇	11%	8%	2%	—	8%	2%
10 ダンス	—	—	—	—	—	—
11 謡曲	11%	8%	2%	—	8%	2%
12 俳句	8%	8%	—	—	5%	2%
13 和歌	—	—	—	—	—	—
14 囲碁	17%	8%	5%	2%	15%	5%
15 将棋	8%	2%	2%	2%	5%	2%
16 その他	20%	5%	2%	11%	11%	8%

工場は 1.6 種目、小規模工場は 0.7 種目となつている。

第 12 表 産業別、規模別、行事実施工場数別

産業別 規模別 区 分	合 計				真 空 管				電 球			
	計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
一種目でも行っている	18	7	10	1	11	5	5	1	7	2	5	—
全く行っていない	17	—	3	14	7	—	2	5	10	—	1	9
計	35	7	13	15	18	5	7	6	17	2	6	9

又一種目以上実際に行事を実施している事業場は全体で 18 事業場のみであつて全体の 51% に過ぎない。又規模別に比較すれば、全く行っていない事業場は中規模工場 23% 小規模工場 93% となつていて、小規模工場では殆んど大部分が全く行事を実施していないという結果になつている。経営規模が大きくなればなる程教養娯楽の行事も多く行はれているという現象がみられるのであるが、それとても実質的にどの程度の慰安と教養に注意がはられ、その内容がそなわつているものであるかは今回の調査では把握されなかつた。

(2) 体育行事 (第13表参照)

第 13 表 A 産業別、規模別、行事別、体育行事別事業場数

行事別	産業別 規模別	合 計				真 空 管				電 球			
		計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
排	球	8	5	3	—	6	3	3	—	2	2	—	—
籠	"	4	4	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—
庭	"	7	6	1	—	5	4	1	—	2	2	—	—
卓	"	18	6	7	5	10	4	4	2	8	2	3	3
水	泳	6	4	—	2	4	2	—	2	2	2	—	—
登	山	5	2	1	2	4	2	1	1	1	—	—	1
野	球	19	6	9	4	11	4	6	1	8	2	3	3
運 動 会		16	4	6	6	7	2	3	2	9	2	3	4
そ の 他		4	2	2	—	4	2	2	—	—	—	—	—
計		87	39	29	19	53	25	20	8	34	14	9	11

運動種目を 9 項目に分け、教養娯楽の分析と同じ様にそれぞれの種目中一種目以上行事を行っている場合、その種目中に工場数を記入した。

イ 全事業場に対する事業別事業場比率 (第13表B参照)

第 13 表 B 全事業場に対する行事別事業場比率

行事別	産業別 規模別	合 計				真 空 管	電 球
		計	大	中	小		
排	球	22%	14%	5%	—	17%	5%
籠	"	11%	11%	—	—	5%	5%
庭	"	20%	17%	2%	—	14%	5%
卓	"	51%	17%	20%	14%	28%	22%
水	泳	17%	11%	—	5%	11%	5%
登	山	14%	5%	2%	5%	11%	2%
野	球	54%	17%	25%	11%	—	22%
運 動 会		45%	11%	17%	17%	20%	25%
そ の 他		11%	5%	5%	—	11%	—

全事業場に対して、運動行事を行っている事業場の比率をとつてみると、最も多く行われている種目は野球 卓球で、その比率は野球 54%、卓球 51%である。次は運動会の 45%であるが、これは常時行われるものではなく、一年に 春秋一回づつ行われているものである。それにしても他の 56%は年に一、二回の行事さえも恵まれないという結果になっている。最低は籠球の 11%であるが、これは設備の点で事業主側に相当負担になるためであろうと思われる。

全体にわたつて、やはり設備のかからないものは割合に比率が多

くなっているものであつて、例えば卓球、野球はその例である。

又水泳、登山は或季節中に祝日、日曜日を利用しては、行われて
いるものである。

□ 規模別（第14表参照）

第 1 表 産業別、規模別 行事实施工場数

産業別 規模別 区 分	合 計				真 空 管				電 球			
	計	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小
一種目でも行つ ている	20	7	11	2	11	5	5	1	9	2	6	1
全く行っていない	15	—	2	13	7	—	2	5	8	—		8
計	35	7	13	15	18	5	7	6	17	2	6	9

更に全行事数 87 に対して、規模別に比較すると、大規模工場は
44%、中規模工場 34%、小規模工場 22%となつている。又一事業場
当り、行事数の割合を規模別にみると、大規模工場は5.6種目、中規
模工場は2.2種目、小規模工場1.3種目となつている。

これらの行事を一つ以上実施している工場数を規模別にみると、
大規模工場は 100%、中規模工場は 76%、小規模工場は僅に 6%に
過ぎない。従つて全く行っていない工場は中規模工場の 24%小規模
の工場の 94%である。

3 固定施設と行事の総合的設置状況

以上によつて先に分析した固定施設及び教養娯楽行事、運動行事等は
明らかに大規模経営の方が施設及び行事の有する事業場の比率の大なる

事が示された。もう一度全体を通じて規模別に固定施設及び行事別にそ
れらの設備及び実施行事の有無別の工場数を記してみると第 15 表の如き
結果となる。

イ 全事業場に対する施設の有無別比率（第15表参照）

第 15 表 規模別、固定施設及び行事別、有無別工場数及び比率

区 分	教育 娯 楽 施 設				比 率			
	計	大	中	小	計	大	中	小
施 設 あ り	15	7	7	1	42%	100%	54%	7%
" な し	20	—	6	14	53	—	46	93
計	35	7	13	15	100	100	100	100

区 分	運 動 施 設				比 率			
	計	大	中	小	計	大	中	小
施 設 あ り	18	7	6	5	52%	100%	47%	13%
" な し	17	—	7	10	48	—	53	87
計	35	7	13	15	100	100	100	100

区 分	医 ・ 療 施 設				比 率			
	計	大	中	小	計	大	中	小
施 設 あ り	19	7	10	2	54%	100%	77%	14%
" な し	16	—	3	13	46	—	23	86
計	35	7	13	15	100	100	100	100

区 分	教 養 娛 楽 行 事				比 率			
	計	大	中	小	計	大	中	小
行 事 あ り	18	7	10	1	51%	100%	77%	7%
" な し	17	—	3	14	49	—	23	93
計	35	7	13	15	100	100	100	100

区 分	運 動 行 事				比 率			
	計	大	中	小	計	大	中	小
行 事 あ り	20	7	11	2	57%	100%	85%	14%
" な し	15	—	2	13	43	—	15	86
計	35	7	13	15	100	100	100	100

教養娯楽施設について固定施設を有する事業場は 42%、全くないものは 58%となつている。運動施設については固定施設を有するものの 51%、医療施設については 54%となつている。従つて全然、いづれの固定施設をも持たない事業場は、平均して 50%の多きに及んでいるのである。

又実施行事も一種目以上もつている事業場についてみると、教養娯楽については 51%、運動行事については 57%となつている。したがつて、労働者の健全な娯楽や運動の行事の機会を與えていない事業場は 45%をしめているのである。

ロ 規模別（第15グラフ参照）

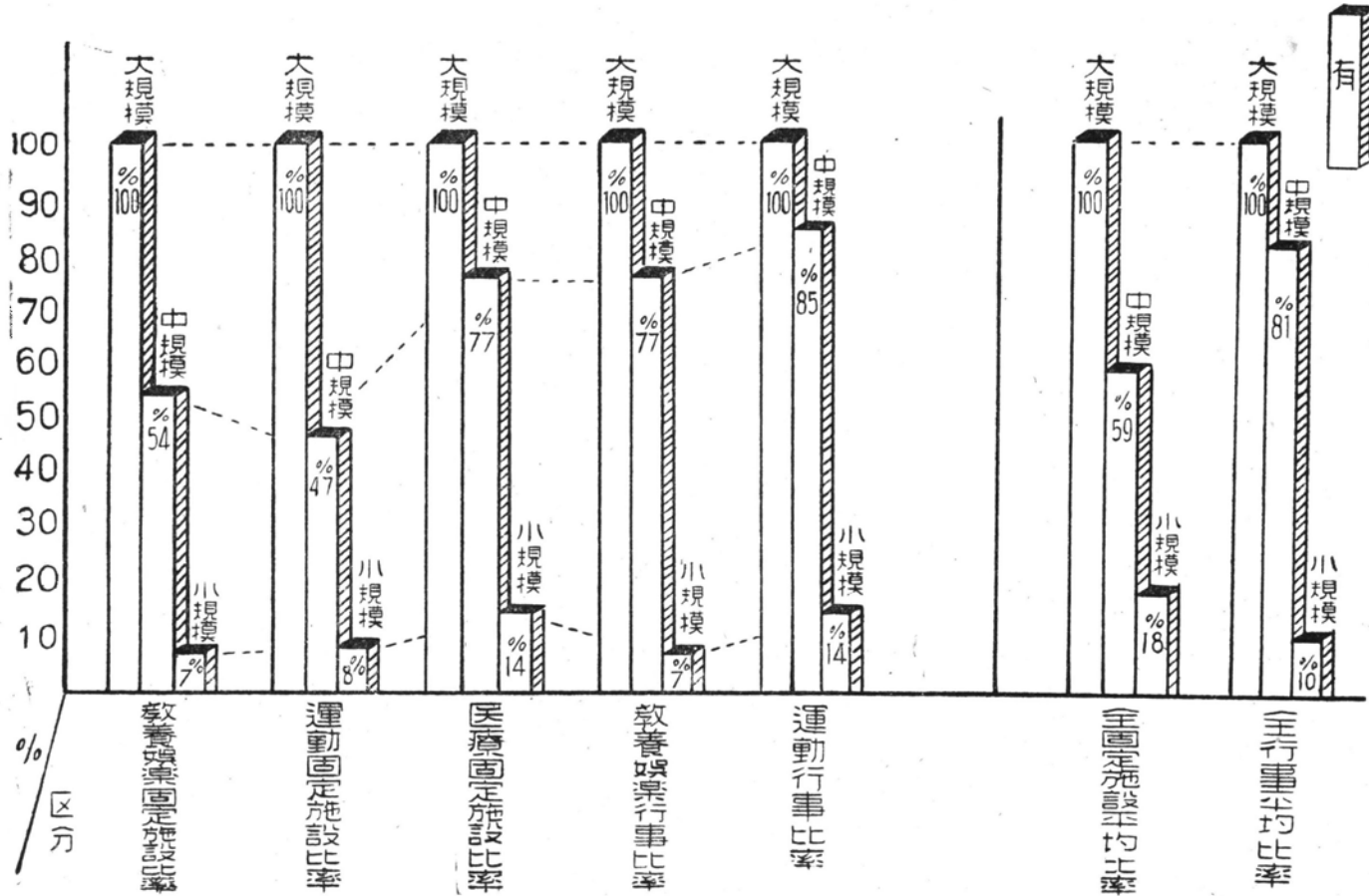
更にこれらを規模別にみると、固定施設全体について一施設以上

有する事業場は、大規模工場は 100%、中規模工場は 59%、小規模工場は僅に 18%の少数に過ぎない。従つて全く固定施設を有していない事業場は中規模工場は 41%、小規模工場は実に 82%の多数におよんでいるのである。

又全行事についても同じ様な規模別現象を呈している。つまり一種目以上の行事を実施している事業場を比較すれば、大規模工場は 100%、中規模工場は 81%であるのに対し、小規模工場は僅に 10%のみである。これに反して全く有していない事業場は中規模工場 19%、小規模工場 90%となつている。

以上のことからして、大規模経営の事業場の方が相対的に施設もとのい、同時にそれぞれの行事の部組織も確立しており、大規模企業に働く労働者は、他の中小企業の労働者と比較して作業時間外に適当に運動や教養、慰安等を行う機会に恵まれているといえる。が、中規模、小規模企業になるに従い費用も土地もないために、これらの機会に恵まれていない。このような現象は小規模工場に働く年少者の心身の保健のためにはむしろ大規模工場以上に施設がととのわれていなければならないはずである。なぜなら、企業が小さくなるに従い職場内の衛生条件や労働環境が相対的に悪くなつているのが現在の一般的傾向であるから、かえつて体育方面や娯楽方面の要求がつよわけであり、それだけに又注意がはられる必要性も生じるわけである。とにかく固定施設については 50%、行事についても 45%という多数の事業場——中でもとくに小規模経営がその殆ん

(第15表) 規模別 固定施設別、行事別、有無別事業所数比率



どをしめている——に働く心身未発達期の年少者に対しては設備も、行事の機会も、休息できる場所も何一つ与えられずにいるのである。云いかえるならば暗い職場の環境の中であけくれの苦しい労働のみが彼らの生活のすべてであるといつても過言ではないであろう。しかしこの様な好ましくない実情も現在においては單なる個々の事業場の理解や負担のみでは負いきれない幾多の経済的社会的困難性がある。実はここに問題の中心があるのである。

以上の事柄はとくに心身発達期の途上にある年少労働者の保護の問題として注目に値する事実である。

4 各固定施設と行事の主催者（第6表参照）

各施設及び行事について主催者を調べたところによると第16表の如き結果となつた。

イ 全事業場に対する主催者別事業場比率

教養娯楽施設については80%が事業主主催であり、組合主催は僅に20%にすぎない。又運動施設についても事業主主催の事業場が88%の多きにおよび、医療施設においては100%が事業主主催となつている。

行事については事業主主催の比率は施設関係よりやや低くなつてゐるが、それでも教養娯楽行事では66%、運動行事は50%となつてゐる。

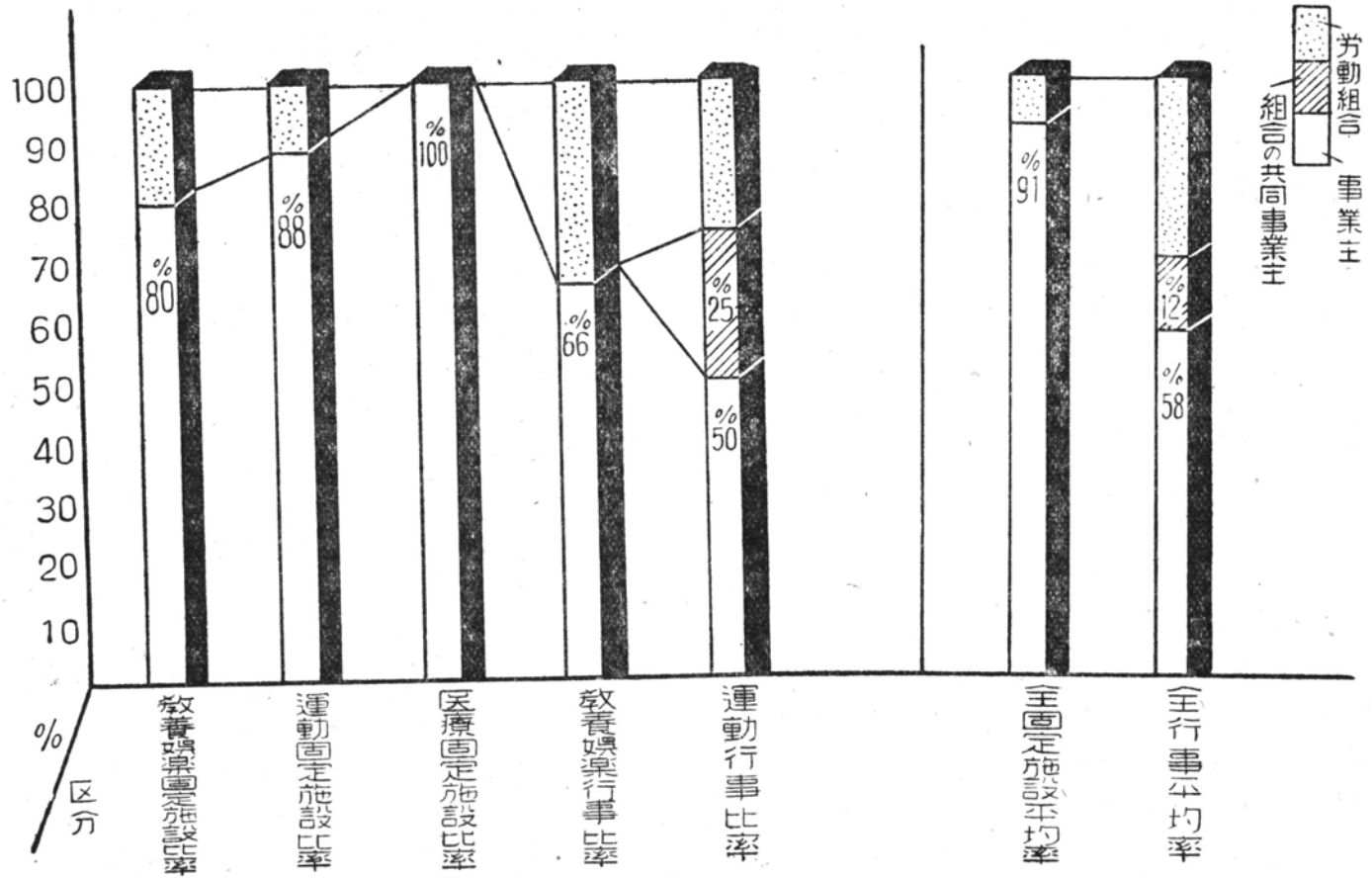
更に固定施設については91%が事業主主催で、僅に9%が組合の主催にすぎない。

第16表A 規模別、主催者別、事業場数

規模別				合 計	大	中	小
主 催 者 別							
教養娯楽 固定施設	事 業 主	組 合	主 合	12	5	6	1
	事 業 主	組 合	主 合	3	2	1	—
	共 同	共 同	共 同	—	—	—	—
	計	計	計	15	7	7	1
運動 固定施設	事 業 主	組 合	主 合	16	5	6	5
	事 業 主	組 合	主 合	2	2	—	—
	共 同	共 同	共 同	—	—	—	—
	計	計	計	18	7	6	5
医療 固定施設	事 業 主	組 合	主 合	19	7	10	2
	事 業 主	組 合	主 合	—	—	—	—
	共 同	共 同	共 同	—	—	—	—
	計	計	計	19	7	10	2
教養娯楽 行事	事 業 主	組 合	主 合	12	5	6	1
	事 業 主	組 合	主 合	6	2	4	—
	共 同	共 同	共 同	—	—	—	—
	計	計	計	18	7	10	1
運動 行事	事 業 主	組 合	主 合	10	5	5	—
	事 業 主	組 合	主 合	5	1	2	2
	共 同	共 同	共 同	5	1	4	—
	計	計	計	20	7	11	2

又行事についても58%が事業主、30%が組合主催で、残りの12%が事業主と組合の共同主催となつてゐる。

(第16表) 施設別、主催者別、事業所数比率



□ 規模別 (第16表B参照)

第 16 表 B 規模別、固定施設関係事業場比率

区 分 \ 規 模 別	計	大	中	小
事業主主催	91%	81%	95%	100%
組合主催	9	19	5	—
計	100	100	100	100

規模別、行事関係事業場比率

区 分 \ 規 模 別	計	大	中	小
事業主主催	58%	72%	53%	33%
組合主催	30	21	28	67
共同主催	12	7	19	—
計	100	100	100	100

次に規模別について、先づ固定施設関係をみると大規模工場においては91%が事業主主催であり、中規模工場95%、小規模工場100%となつてゐる。

従つて組合主催は大規模工場が19%、中規模工場は5%、小規模工場は0%となつてゐる。

このことからして経営規模が小さくなるに従い事業主主催の比率が高くなるという傾向がみられる。事業主主催という意味の中には、

事業主の恩恵的な、あるいは慈恵的なみあいが含まれているものであつて、経営が小さくなるに従いこの色彩が強くなるという事を裏がきしているものと思われる。

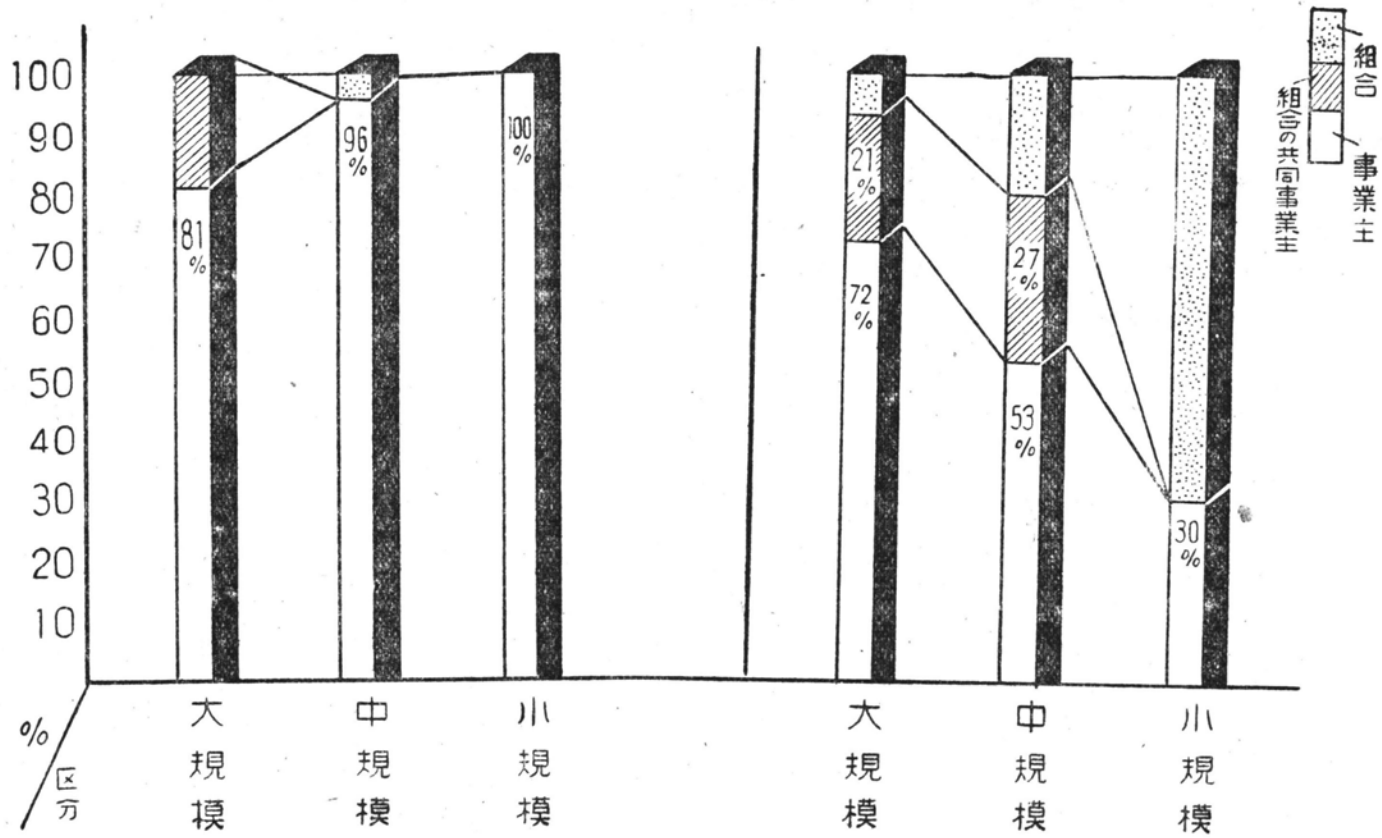
次に行事関係についてみると事業主主催が大規模工場では72%であるが、中規模工場では53%、小規模工場は33%となつてゐる。それに反し組合主催は大規模工場が1%、中規模工場8%、小規模工場67%となつてゐる。更に事業主と組合の共同主催については大規模工場7%、中規模工場19%となつてゐる。

施設関係のところでは経営規模が小さくなるに従い事業主主催の比率が高くなつてゐるのに反し、行事関係では小規模経営の方が事業主主催の比率が低くなつてゐる。この固定施設というのは職場の建物の一部とか、或いは敷地の一部を恩恵的に貸與されているという場合が多いが、小規模事業場の方は大規模事業場に比して組合の組織が弱小のために全施設が事業主の恩恵的貸與にかゝつてゐる。がしかし実際の行事面については事業主の方にあまり積極性がないために工員達の間の自然的要求がそのまま或る一つのグループを形づくり、事業主にかゝりわりなく労働者間で主催するという結果がこの様な傾向となつて現われているものと思われる。つまり組合意識が発達しているために工員達又は組合でかちとつたものであるというのではなしに、工員達の慾求が、或意味では消極的な自然発生的に運動や娯楽行事に走つたと考えられるものである。従つて大規模経営に比して中規模、小規模になるに従い組合主催の比率が

高くなるが、組織的又は計画的な組合活動の現象とみるより事業主側の労働者に対するこれらの行事の無関心さと、それに対する労働者の自然、生的要望が、この様な比率となつて現われたとみるべきであらう。

それに反して大規模工場においては事業主側の積極的働きかけと（働力保全の意味で）、労働組合の組織的な事業主側への積極的な活動の二つの面があいまつて、かえつて事業主側の主催又は共同主催という比率が、小規模事業場に比して高くなつているのである。以上の様な諸原因がこの様な傾向となつてあらわれているとみられるのである。

(第16表B) 規模別、固定施設別、行事別、主催者別、事業所数比率



5 固定施設と行事の経費負担者（第17表参照）

第 17 表 A 規模別、経費負担者別事業場数

規模別		合 計	大	中	小
経費負担者別					
教養 娯楽 固定 施設	事業主	12	5	6	1
	組合	1	—	1	—
	共同	2	2	—	—
	計	15	7	7	1
運動 固定 施設	事業主	16	5	6	5
	組合	—	—	—	—
	共同	2	2	—	—
	計	18	7	6	5
医療 固定 施設	事業主	19	7	10	2
	組合	—	—	—	—
	共同	—	—	—	—
	計	19	7	10	2
教養 娯楽 行事	事業主	12	5	6	1
	組合	2	—	2	—
	共同	4	2	2	—
	計	18	7	10	1
運 動 行 事	事業主	10	5	5	—
	組合	5	1	2	2
	共同	5	1	4	—
	計	20	7	11	2

経費の負担者別について調べてみると第17表の通りとなる。

イ 全事業場に対する経費負担者別事業場比率

教養娯楽固定施設においては80%。運動固定施設80%、医療固定施設 00%、教養娯楽行事 67%、運動行事 50%が事業主の負担となつている。従つて組合負担の事業所は全体で僅に9%、行事関係においては18%にすぎない。

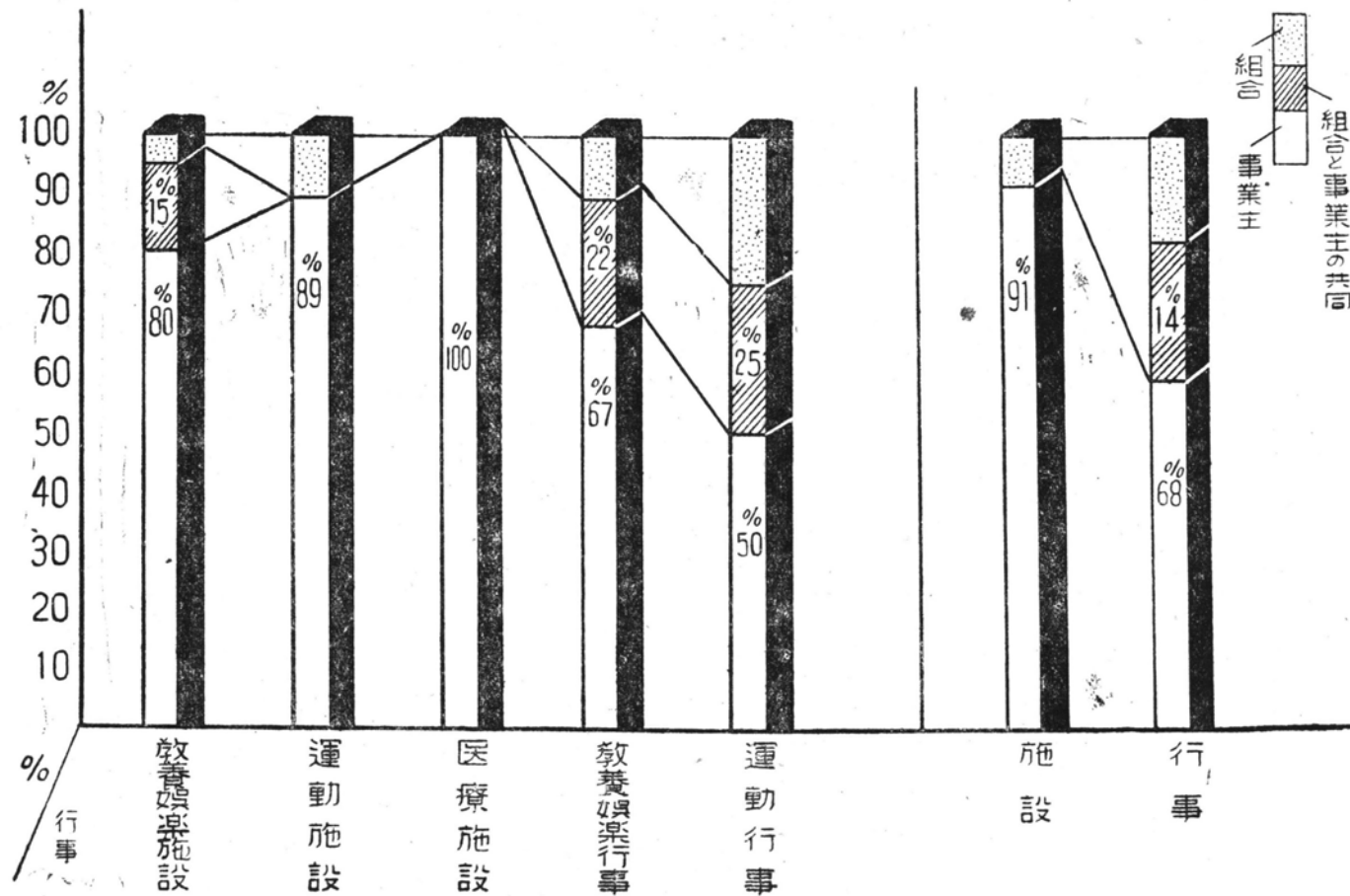
ロ 規模別（第17表B参照）

更に規模別にみると固定施設においては大規模工場は81%、中規模工場96%、小規模工場100%が事業主負担となつている。行事関係については大規模工場が72%、中規模工場53%、小規模工場30%

第 17 表 B 規模別、経費負担者別、事業場数比率

規模別		計	大	中	小
固定施設	区分				
	事業主負担	90%	81%	96%	100—
	組合負担	2	—	4	—
	共同	8	19	—	—
	計	100	100	100	100
行事	事業主負担	58	72	53	30
	組合負担	19	7	20	70
	共同	23	21	27	—
	計	100	100	100	100

(第7表A) 施別および行事別、経費負担者別、事業所数比率



が事業主負担となつている。第14表Aのグラフによつても明らかなように固定施設においては経営規模が小さくなるに従つて、事業主負担の比率が相対的に高くなり、行事関係においてはその反対に経営規模が小さくなるに従い事業主負担の比率が相対的に低くなつている。

この傾向も前項の主催者の項に敘述したような理由によるものである。つまり固定施設においては事業場の一部の建物、土地を利用する機会が多いために事業主負担となつている。この場合大規模経営の中には組合組織の積極的活動によつて組合独自でそれらの施設を獲得している所もあるが、小規模経営は全く事業主の恩恵の貸與にかゝつている。しかし行事関係の面では小規模工場は大規模工場に比して組合の経費負担の率が高くなつているが、これは小規模工場の事業主が実際の行事の面のまでも経費を出して労働者の向上を図るという積極的な理解がないために工員達の間で、或いは組合費の負担によつて行事経費がまかなわれているものである。がしかしこの事は組合活動の積極的な行動とみるより、或意味ではきわめて消極的な行動とみられるべき性質のものである。即ち工員達の間で、或いは組合員の間で肉体的、精神的要求が組合の組織的結集にならずに個人個人の慾望のまゝに希望者が集つて経費を負担しているという形態にすぎないからである。又使用者側の方にも恩恵的な態度以上に積極的な行動はみられないということも意味さ

れているものである。これに反して大規模工場の方は事業主側にも労働者の厚生面（労働力としての）必要性を理解している場合が多く、又労働組合の組織的行動によつて経費の負担を事業主に負担せしめるような交渉に成功している場合も多く、従つて図表に示されている様に経費が事業主負担又は共同というような形態となつて現われているのである。以上の理由によつて図表に示されている様な傾向の相違が生じているものとみられるのである。

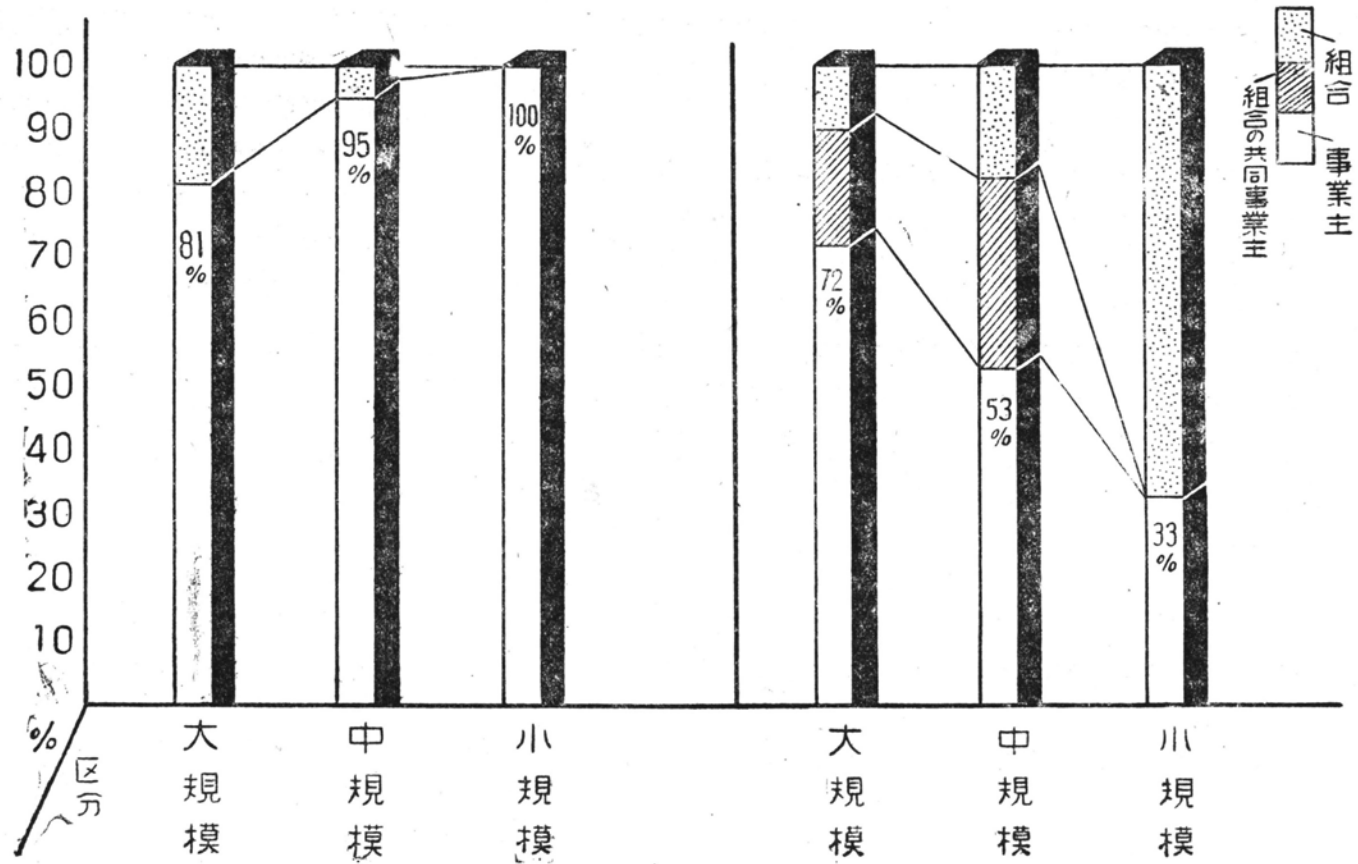
6 施設と行事の利用者（第18表参照）

第 18 表 各固定施設及び各行事別、利用者別、事業場数

区 分	全 員	職員のみ	工員のみ
教養 娯楽 固定施設	15	—	—
運 動 " "	18	—	—
医 療 " "	19	—	—
教 養 娯 楽 行 事	18	—	—
運 動 行 事	20	—	—

この項目をもうけた理由は職員と工員との差別待遇がいまだに残つている事業場を予想したわけである。つまり職員用のあらゆる施設はとゞのつていても工員はそれを使う事も出来ないというような過去の工場規則に應々みられた弊害が残存してい

(第17表B) 規模別、経費負担者別、事業所数比率



ないか、いるかを把握したいためのものであつた。又規則上は撤廃されているにもかかわらず実際にはいまだに差別がつけられているというような事実も把握したいと考えた。

しかし、第1表にも示されている如く我々の調査の範囲では、全くそのような弊害を見出す事は出来なかつた。中には「一部のもの」という事業所があつたが、それも身分的差別とか、拘束とかでなしに種目別のグループ制による一部の者という意味であつて、別に問題になる点はなかつた。

以上余暇生活の教養、福利、厚生面の施設並びに行事について検討をくわえて來たが、總括的に問題点を記してみると、次の通りである。

- 1 教養娯楽固定施設を全く有していない事業所が全体の 57%におよんでいる点
- 2 運動固定施設についても全く有していない事業所は全体の 49%を占めている点。とくに運動施設は特別の建築費が必要とされるわけではなく、事業所の空地がいく分余裕があれば、それが運動場として利用し得るわけであるがそれさえも無い状態にある。
- 3 医療施設においても休養室程度さえも有していない事業所が全体の 46%におよび、看護婦やその他の管理人もなくただ「嘱託医師のみ」という事業所が全体の 63%の大半以上を占めている点
- 4 教養娯楽行事についても全く行事が行われていない事業所が全体の 49%におよんでいる点
- 5 運動行事においても全く行事の機会が與えられていない事業所が全

体の 42%ある点

更に以上あげた事業所の規模別内分けは、小規模企業 85%、中規模企業 12%、大規模企業 0%であつて、明らかに経営規模状態による差異が相対的にみられる。

- 6 主催者および経費の点については、教養、福利、厚生的重要性を二次的なものと考えている事業所が未だに多いと思われる点。

従つて労働者間で自然発生的に教養娯楽、運動等に対する要求が起き、無計画的な、或いは個人的な行動がみられた点。

これらの諸条件があいまつて、小規模工場の 70%、中規模工場の 20%が全く労働者の負担で行つている事業所である点。

以上の諸点がこの項目中、とくに今後に残された問題点であると思われる。

Ⅲ 年少労働者の職場教育、訓練、指導

年少労働者を向上させるために、事業場ではどのような方法がとられているかを、主として年少労働者の教育、訓練、指導に就て調べたものである。

1 技能習得の方法

技能習熟のために特別な方法をとつている例としては真空管部門に次の3例がある。

(イ) 技術研究会をつくり、月2回懇談会を行い、技術を習い、時々職場交替をして全般的な知識を得られるようにし、それと共に新入

社の者には簡単な手引のプリントを與えて指導する。(小規模事業場)

(ロ) 余暇に電氣学の初歩、天然ガスの取扱ひ方法等の講義を行う。

(小規模事業場)

(ハ) 月1回講習会、年2回技術に就くの軽いテストを行つている。

(中規模事業場)

この3例は、訓練、指導が長期にわたつて行われているため、絶えず向上心を起させ、同時に自分の受持つている部分のみでなく全般的の見通しを持てるので、研究的興味も起り、單純な仕事をして面白く能率的に出来、良い指導方法と思われる。その他新入社した時1日～3日の指導を行うところが、眞空管部門では大規模事業場に3ヶ所、電球部門では大規模事業場に1ヶ所あるが、これらは主として仕事につくのに必要な最低の知識と事業場の概要を教える程度であらう。その他の事業場では両部門とも、特に日時をとつて指導を行わず、新入社した者をすぐ現場に配置し、その仕事の熟練者又は係長が指導しながら仕事をさせているところが殆んどである。その他『一定期間指導する』と云う事業場が眞空管部門に2ヶ所あつた。技能養成の状態を表にすると次の如くである。

第19表 技能養成状態

区 分 産 業	基準法による技能 養成	基準法外の永続的 指導	" 1～3日 指導	" 一定期間	すぐ仕事 に就ける
眞 空 管 工 場	—	3	3	2	10
電 球 "	—	—	1	—	16

特殊な例としては電球部門の小規模事業場で、職場指導の『必要を認めない』と云う事業主があつたが、このことの中には、電球製造作業は比較的單純なため仕事が出来さえすればよく、向上するための知識等不必要であると云う非能率的、封建的な考えかたがあるように思われる。一般的傾向として、こゝ暫くは新しい雇入れがなく、又今後も雇入れの見込がないため、教育の面に無関心のところが多く、『技能習熟者のみ雇入れる方針』と云うところもあつた。全般的に眞空管部門の方が作業内容が難しいせいも技能教育を行つているところが多いが、それにしても指導らしい指導を行つているところは前に挙げた4事業場に過ぎない。事業場規模別にみると大規模のところでは申し訳のように入社後短時間指導を行うが、小規模のところでは殆んど行われず、逆に前に挙げた良い指導を行つている事業場は小規模事業場であるから、小規模事業場は良く指導しているか、或は全然していないと云う両極端に分れていることになる。結局この項では、前記の事業場以外では殆んど指導が行われていない事と、新期雇入者の少い事が明らかにされている。

2 安全、災害予防の方法

眞空管部門では安全衛生規則をプリントして渡す事業場、ポスター、ビラを貼る事業場、注意、表示を行う事業場等が各々1ヶ所づゝ、安全委員会をもつている事業場3ヶ所、安全週間の行事を行う事業場1ヶ所であつた。電球部門では安全委員会をこしらえている事業場は大、中規模合せて3ヶ所、小規模では貼紙、注意、職場の整理、規律嚴守等を行つている事業場が2ヶ所、安全週間に指導すると云う事業場が2ヶ所

あつた。特殊な例として電球部門に『その必要を認めない』と云う事業場が中小規模合せて4ヶ所あつた。真空管部門と電球部門を較べると、こゝでも前者の方が作業工程が複雑なせいか、安全、災害予防の爲の努力を拂い、安全装置を備えているが、後者では必要を認めない事業場が4ヶ所もあり、一般にこの問題に関する関心も薄かつた。

第20表 災害予防の方法別工場数

区 分	視覚に訴える方法	安全週間を利用	安全委員会	災害予防の必要なし
真空管工場	3	1	3	—
電 球 //	2	2	3	4

事業場の規模別にみると、両部門を通じて大規模事業場は一應安全関係の協議会をもっているが、中小規模事業場は職場環境の改善、整頓、貼紙等單純な、時間とか経費を用いない方法しかとつていなくて『基準法の女子年少者の項に則っている』と云う答が多かつた。安全週間を利用して講話等を行つているところは僅に3事業場にすぎなかつた。この項では安全、衛生に関して年少者の爲に特別によい方法をとつていところはなく、大部分が基準法に定められた最低線で、形式的に協議会と貼紙を行つているように見受けられた。今後は事業主、組合が更に積極的に安全衛生に関する委員会をつくり、実際に環境改善が行われることが望ましい。同時にポスターその他の啓蒙資料、或は講話等により、災害を未然に防ぐための指導と、設備の完備が必要であらう。

3 栄進、登用の方法

栄進、登用の方法に就ては真空管部門も、電球部門も、事業場の規模による違いが殆んどみられないので、それらの比較は省いて、全般的にみると次の通りである。

第21表 栄進の度数(1年)

区 分	1 度	2 度	3 度	4 度	規定なし
工 場 数	4	2	1	1	27

栄進の単位は1年に1度と云う事業場が4ヶ所、2度と云う事業場が2ヶ所、3度、4度の事業場が各1ヶ所づゝあり、その他は特に規定がなかつた。けれども規定の有無に拘りなく全体的に栄進、即ち昇給を現在実際には行つていない事業場が多かつた。

栄進、登用を行う制度は、合議制をとつている事業場が18ヶ所、係長から課長、部長、社長等と、順次に書類が上申される方法をとる事業場が12ヶ所あつた。

第22表 栄進、登用の制度

区 分	合 議 制	書 類 上 申	不 明
工 場 数	18	12	5

合議を行う人々は、係長、又は現場の責任者と、それより上の課長、

部長、社長、重役等、会社の幹部が主で、事業場によつては直接現場に関係のない幹部の合議のみで栄進が決定されているところもあつた。この方法は、会社に有利な点のみに重点を置かれた一方的な人事が行われ易い弊害があるので、合議制で比較的良好と思われる方法をとつてい事業場を調べると、18事業場の中、2事業場が次のような方法をとつている。即ち、事業場では組合側と、会社側の者が同数づつで構成する経営協議会が大綱を決定し、もう一つの事業場では組合と会社の認定した後に、栄進の決定を行つている。この方法によると上部の幹部の意見ばかりでなく、多くの人々の客観的な意見が入る爲に、前の方法より正確な見方が出来るものと思われる。

係長から順々に成績表等の書類が上役に送られて栄進が決められると云う方法をとつている12事業場は、合議によるより更に主観的な意見が強くなるのであまり望ましい方法とは思えない。残りの5事業場は不明である。中小規模の事業場では、合議制を行つているところも含めて6事業場が工場長、又は社長の裁決により人事を決定すると云う、最も主観的な方法をとつている。

栄進の基準としては、勤務表、成績採点表、生産能率表、出勤率表等を用いている事業場が、11ヶ所あり、他は明記されていなかったが殆んどがこれらの表を用いていると予想される。しかしそれが十分に客観的、科学的なものであるかどうかは疑問なので、この方法については今後多くの問題を残すものと思われる。

全体的にみて、一應の制度としては殆んどの事業場が規定をこしらえ

ているが、実際問題としては、栄進（昇給）は極く少数の場合しか行われていないらしい、又この制度方法は主観的非科学的なものが多く、日本の封建的な事業主と従業員の関係を顯著に現わしたものが多くのように思われる。

4 不平、苦情、要望の処理方法

この場合も真空管、電球部門、大中小規模別の違いがみられないので、35事業場全体としての傾向をみると次のようである。

不平、苦情、要望などを訴え、それに就ての対策を講じる方法としては、職制を通じて行うものと、職制と労働組合両方によるものとの二つの方法がとられている。前者によるものは11事業場、後者によるものは16事業場で、現在は後者の方法が多くなつている。職制と労働組合と両方によつて解決する方法は更に二つに分けられ、その中の9事業場は経営協議会、懇談会、苦情処理委員会、制裁、褒賞委員会等名称は異なるが、要するに労働組合、或は従業員代表と、経営者側代表によつて構成された協議会をもち、そこで対策を樹てゐる。残りの7事業場は組合としてとり上げ、団体交渉のような形態をとつて会社側に交渉すると共に、

第23表 不平、苦情、要望処理方法別工場数

区 分	職 制	職 制 と 労 働 組 合 併 用	
		協 議 会	団 体 交 渉
工 場 数	11	9	7

他方に於ては係長、課長等に訴える職制を通じて解決する方法を併用している。

そしてその多くは、賃金問題は組合として取上げ、職場に於ける小さい問題は個人的に職制を通じて解決している。その他の方法としては職場の担任者の協議による事業場が1ヶ所あるが、これは制度があるだけで今まで一度も実際には行われていない。投書箱を備えている事業場は、小規模事業場に3ヶ所あるが、殆んど利用されていない。結局最も多く行われている組合側と、会社側の協議会による解決と云う方法が、最も公平な方法と思われる。職制に対して個人的に訴える方法は、やゝもすると解決が個人的、感情的になり易く、又個人では行いにくいと云う欠点もあるので良い方法とは思われない。又残りの6事業場は何らの方法ももっていないので、不平、苦情、要望などを訴える余地もないものと思われる。その他この調査に現われていることは、組合が扱ふのは主として賃金の問題で、それ以外の問題の解決は、主として個人的に職制を通じて行われている場合が多いと云うことである。今後組合が日常の問題、労働環境の改善等も取上げて、会社側と両方の協議会にかけて解決してゆくことが望ましい。

IV 寄 宿 舎 施 設

寄宿舍施設を有する事業場は、調査対象となつた35事業場のうち、真空管部門に4事業場、電球部門が1事業場、合計5事業場で全体の14%にすぎない。したがつて、この部門は紡績等の産業部門に比較して、寄

第24表 産業別、工場規模別、
寄宿舍施設状態

産業 工場規模	電 球	真 空 管	合 計
大	1	4	5
中	—	—	—
小	—	—	—

(1) 寄 宿 舎 の 規 模

第25表A 寮 別、規 模 数

区 分	規 模	棟 数	室 数	疊 数
男 子 寮		17	280	17,080
女 子 寮		17	276	9901
計		34	556	26981

棟数は全体で、男子寮、女子寮とも、それぞれ17棟であり、室数は、男子寮280室、女子寮276室、疊数は、男子寮17,080疊、女子寮9901疊となつている。

(2) 現 在 収 容 人 員

前述の規模の中に、現在收容されている人員は、男子436名、女子481名となつている。したがつて、全体から見ると、26981疊に、僅かに17

第25表B 寮別、年齢別、現在收容人員数

平令別 区 分		18才以上	15才以上18才未満	15才未満	計
男 子 寮		410	26	—	436
女 子 寮		455	26	—	481
計		865	52	—	917

名が住んでおり、つまり、一人当たり21畳という、廣さである。しかし、ここに示された寮の廣さは、戦時中、最も動員のはげしかつた時期に、それらの人員を收容するために増築乃至新築された施設であつて、現在では、実際に使用されている部屋は、その極く一部であり、しかも、それだけで、充分な事業場も少ない。このことからして、現在の收容人員である限りにおいては、過去の紡績工場やあるいは戦時中にみられた

第26表B

工 場 別、性 別、收 容 人 員 数

工場別	性 別 年令別	合 計	合 計			男 子			女 子		
			18才以上	15才以上18才未満	15才未満	18才以上	15才以上18才未満	15才未満	18才以上	15才以上18才未満	15才未満
A	1	229	213	16	—	50	—	—	163	16	—
A	2	52	49	3	—	49	3	—	—	—	—
A	3	93	89	4	—	62	3	—	27	1	—
A	5	163	142	21	—	34	16	—	103	5	—
D	2	380	372	8	—	215	4	—	157	4	—
計		917	865	52	—	410	26	—	455	26	—

憂うべき事態は皆無と思われる反面、所謂遊休施設の利用法について、一考を要すると思われる。

第26表A 工場別、寮施設の規模数

工場別	区 分	男 子 寮			女 子 寮		
		棟 数	室 数	畳 数	棟 数	室 数	畳 数
A	1	2	34	340	5	85	850
A	2	2	22	172	—	—	—
A	3	2	26	403	3	10	945
A	5	1	11	270	2	23	621
D	2	10	187	15895	7	153	6485

註 AとDは大規模を示し算用数字は工場名を現す

なお、寮に現在収容されている人数は、全体の 2.9%であり、このうち、男子は男子全体の 1.2%、女子は、女子全体の 5.2%となっており、寄宿舍を利用する者は、女子の方が多くなっている。また、年少労働者について見ると、寄宿舍を利用している者は、年少者全体の 4.6%を占め、このうち、男子は、男子年少者全体の 9.4%、女子は、女子年少者全体の 3.1%となり、この限りでは、前述の傾向と逆に、男子の方が、寄宿舍を利用している者が多くなっている。

労働省婦人少年局婦人労働課で調査した製糸工場の寄宿舍収容状況を見ると、女子が 82.1%、男子が 50%となっており、これに比較すれば、電球、真空管部門は、比較にならない程、寄宿舍を利用する者が少ないことを知ることができる。

(3) 管理人

第 27 表 A 工場別、管理人数内容

区 分		管 理 人
工場別		
A	1	舎監 3名、 雑役 1名、
A	2	舎監として 1名(労務課長) 庶務 1名(厚生係長)
A	3	寮母 男女寮各 1名 炊事係 男女寮各 4名
A	5	寮母 男女寮各 1名 雑 役 男女寮各 1名
D	2	舎監 男女寮各 2名 雑 役 男寮 7名 女子寮 4名

第 27 表 B 工場別、収容人員別、寮母及びその他の係別 寮母及びその他の係一人に対する収容人員数わりあい。

区 分		収 容 人	寮母又は舎監	その他係	寮母 1人に対する収容人員数のわりあい	その他の係 1人に対する収容人員数のわりあい
工場別		人	人	人	人	人
A	1	229	3	1	76	229
A	2	52	1	1	51	52
A	3	93	2	8	46	11
A	5	163	2	2	81	81
D	2	390	6	9	65	42
計		913	14	21	65	43

管理人についての名称は、舎監又は寮母、庶務係、炊事係、雑役係となっている。

個々の事業場の寮母又は舎監 2 名当りに対して、収容されている人員の割合を見ると、A 事業場では寮母 1 名に対して 76 人、B 事業場は 51 人、C 事業場は 46 人、D 事業場は 81 人、E 事業場は 65 人となっている。全体を通算した割合は、寮生 65 人に対し、寮母 1 人当りとなっている。

(4) 給食施設

食堂は、すべての寄宿舍に設置されている。給食の経営の方法については、会社直営制が 3 ケ所、舎生の協同炊事制が 1 ケ所、不明 1 ケ所となっている。協同炊事というのは、食費その他炊事に 関する一切の経費を、舎生が負担しているものであり、且各自で自炊するところをいう。したがって、この場合は、会社側は、一切の経費を支拂っていない。

第28表 工場別、給食経営状況

工場別		経営状況
A	1	会社直営
A	2	舍生共同炊事
A	3	不明
A	5	会社直営
D	2	会社直営

(5) 寝 具

第29表 寝具、貸與経費別、事業所数

事業所数		事業所数
区分		
有料		1
無料		1
本人持参		3

寝具の貸與について、有料、無料別を調べてみると、有料の事業場が1ヶ所、無料が1ヶ所、本人持参が3ヶ所となっている。本人持参という中には、原則は本人持参であるが、「男子7名分、女子12名分の限度においては有料貸與する」という事業場や、「蚊帳だけ無料で貸與する」という事業場もある。

(6) その他の施設

第30表 工場別、固定施設別、施設数

区分		浴場	診療所又は 休養室	洗濯所	面会室	宿泊室	ミシン室	賣店
工場別								
A	1	男女各1個	1室	男女各1	—	—	—	—
A	2	—	—	—	—	—	—	—
A	3	男女各1個	—	男女各1	—	—	—	—
A	5	—	1室	—	1室	1室	1室	1
D	2	—	—	—	—	—	—	—

その他の固定施設については、浴場のある事業場2ヶ所、(男女各1個)寄宿舎生用の診療室又は休養室のある事業場2ヶ所、洗濯所の整っている事業場2ヶ所となっている。これら施設は寄宿舎生活に必要な最低の施設であるにもかかわらず、非常にわずかな事業場のみしか設備されていないことは、注目に値するものと言えよう。

その他面会室、客用(主として、舎生の肉親が地方から出て来た時の)宿泊室、ミシン室の整っている事業場も僅に1ヶ所のみである。さらに、賣店制度のある所が1ヶ所みられた。この賣店制度については、過去の寄宿舎制度に多くの問題をなげた施設であるが、ここにみられた賣店が、はたして過去の賣店制度の中にみられたような弊害をもつたものであるかどうかは、はつきり記し難いので、ただ施設としてあるという程度にとどめておく。

(7) 経費の負担額

経費の負担金額及びその比率についてみると、全く事業主の負担のな

第31表A 事業場別、経費負担金額及びその比率

負担金 事業場別		合計金額	舎生負担 金額	事業主負担 金額	計	舎生負担 比率	事業主負担 比率
			円	円	%	%	%
A	1	1,390	886	504	100	64	36
A	2	1,150	1,150	—	100	100	—
A	3	2,500	1,200	1,300	100	48	52
A	5	2,190	1,245	945	100	57	43
D	2	958	908	50	100	95	5
平 均		1,638	1,078	560	100	66	34

い事業額が1事業場、僅に5%の負担のみというのが1事業場となつて
いる。事業場全体の支出総額8,138円に対して、舎生負担金額は5,383円
事業主負担金額は2,799円であつて、その平均比率は舎生負担66%に対
し、事業主負担34%となつている。

第31表B 事業場別、経費負担金額内訳

区 分 事業場別		合 計			舎 費			食 費			寝 具 代			電気、水道、風呂その他		
		計	舎 生	事業主	計	舎 生	事業主	計	舎 生	事業主	計	舎 生	事業主	計	舎 生	事業主
A	1	1,390	886	504	252	10	242	910	800	110	52	20	32	176	56	120
A	2	1,150	1,150	—	50	50	—	900	900	—	—	—	—	200	200	—
A	3	2,500	1,200	1,300	1,300	—	1,300	1,200	1,200	—	—	—	—	—	—	—
A	5	2,190	1,245	945	795	—	795	1,250	1,200	50	145	45	100	—	—	—
D	2	958	908	50	80	30	50	800	800	—	—	—	—	78	78	—

さらに、これらの経費の内訳(第31表B参照)を全体について負担者
別にみると、舎生負担は、舎費は僅に3.8%、食費96%、寝具33%、
光熱73%となり、これに対し、事業主の負担は舎費が一番多く、47.2%
次が寝具の67%、光熱7%で、最も少いのは食費となつている。従つ
て、寄宿生の主な負担は食費であり、事業主の主な負担は食費である。
とくに食費について比較してみると、最高金額1,500円が1ヶ所、次が
1,200円、910円、900円の順で、最低は800円となつている。

全体の総額についての1人当り平均食費は1,010円であり、中に900円
800円のものもあるということは注目される。これだけの費用で、はたし
て労働者としての必要量とされている攝取カロリーが、どの程度に保持
されているかは疑問である。これに関しては個々の労働者がもう少し食
費を多く出せばいいのではないかという一方的な見方によつて解決され
るべきものではなく、やはりこの様な食費しか支拂えない労働者の低賃銀

の問題とからんで考えるべきものであらう。

以上寄宿舎施設及び経費の負担について述べて来たのであるが、この調査が不徹底のために細部にわたって把握できなかったことは遺憾であった。しかし、それにもかかわらず、施設の点で最低生活に必要なと思われる設備の不備の事業場が多かつたのである。例えば、病人の休養室、浴場、洗濯所は生活に最も必要な施設であり、その他、面会人の應接室やミシン室も多くの人々の出入りする協同生活には特別にもうけてもいいと思われる施設である。又経費の点では食費の問題が舎生の寄宿舎生活における最も大きな問題であると同時に我々にとつてもこの調査全体の最も大きな関心をよぶ事実の一つでもあるとみられる。

V 寄宿舎自治組織及び寄宿舎生活

(1) 自治組織の構成

労働基準法の施行によつて、使用者は寄宿舎における労働者の私生活の自由を侵してはならず、あるいは、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならないことになつた。したがつて、寄宿している労働者は、その私生活に関する限りで、相互にその秩序を保ちまた生活の合理化、向上を図るためには自治の組織が必要であるので、ここに調査した五事業場は凡て自治組織を有している。(但し、電球製造業における一事業場は、その組織が自治組織といい得るものであるかどうか、疑問なので以下調査の対象からこれを除外することとする。)

その構成について見ると、ここに調査した四事業場の限りでは、自治委員会と総会に凡て包括される。この場合、自治会の最高決議機関は総会であり自治委員会は総会に次ぐ決議機関となつている。

以上の中樞機関の他に懲戒委員会を有するところと、専門部を有するところが夫々1ヶ所ある。

特別な例として、自治組織の中に顧問制を採用しているところが1ヶ所あるが、しかし、この顧問の選出方法、権限、性格などについては、調査の結果では明確でない。

また、單に食事のためのみに特別の係を設けているところが2ヶ所あり、主食係として、主食の受配、保管、管理を行つている。

(2) 自治の役員

自治組織の代表者として、会長制のところは2ヶ所、寮長制のところは2ヶ所と、夫々相なかばしている。

会長制の場合は、自治会員の直接選挙によつて会長は決定され、寮長制の場合は、自治委員の互選によつて寮長を決定している。

会長制の場合は、この下に寮長が各棟より各々互選され、さらに、各棟から室長が各室員によつて1名互選されている。

特別のものとして、賞罰委員があり、これは三役(会長、副会長、幹事長)による適任推薦者を全員の信任投票により決定している場合と、各専門部の部長及び部委員を、各部員が互選して決定する場合とがある。

この他に、委員制はないが、火氣取締責任者を各室1名定めてい

るところが1ヶ所あった。

以上自治組織の構成と、役員の名称およびその選出方法を述べたが、自治組織の運営について、使用者が干渉していることは認められず、その委員の選出も民主的に行われていると思われる。

しかし、これらの組織、あるいはその運営において、特に年少者のために行われているものが何一つとしてなかったことは、年少労働者の寄宿舍生活について考慮される問題であらう。

第2表 自治の役員

	名 称	選 出 方 法	職 務 内 容
一 事 業 場	会 長 (男女)	自治会員の直接選挙	(男)寮生自治の責任者
	副 会 長 (男女)	"	(女)寮生全員の教育指導者
	幹 事 長 (男)	"	会長の補佐と代理
	寮 事 婦 (女)	"	(男)幹事会の統轄、自治計 画の立案、実施
	幹 事 } 賞罰委員 } 男	三役による適任推薦 者を全員の信任投票 により決定	(女)会長の補佐 各部門の自治計画の立案、 実施
場	委 員 女	寮員互選	寮規遵守のための公正な賞 罰を行う
	室 長 (男女)	室員の直接選挙	各部門の自治計画の立案実 施
一 事 業 場	会 長	寮長を被選挙者として 公選	会務一切の統括
	副 会 長	各棟より一名選出	会長の補佐
	寮 長	" (部長は部員の 互選)	会務に関する決議及執行機 関
	文化部長及部員	" ("	会員の教養娯楽に関する行 事の計画執行会員の体育に 関する行事の計画実施
	体育部長及部員	各棟より二名選出 (")	会員の生活向上に関する配 給設備改善
場	生活対策部長及部員	" (")	

二 事 業 場	寮 副 会 席 主	寮 長 計 務 係 又 は 厚 生 係 食 係	委 員 互 選	全般の統括 寮長補佐 会計と副食物の調達 配給品の配分その他 主食の受配保管管理
			"	
			"	
			"	
			"	

(3) 行 事

寄宿舍のある事業場が非常に少いので、この結果から傾向を判断する事は不可能であるが、ここにあらわれた実状だけを述べると次のようになる。

主な行事としては、5つの事業場の寄宿舍のうち、2事業場のみが年4回の大会(娯楽的なものと、寮生総会)を持ち、1事業場が月に1度「自治文藝」という本を発行しているだけで、寄宿舍としての自治活動は極めて低調であることが予測できる。このことは劣悪な労働条件に基づく非文化的生活状況を物語るものである。

(4) 教育のための機関

設備のあるのは事業場で、一方はミシン、他は図書室をもっている。教養のための実際に行う活動としては、1事業場は洋裁、和裁華道、茶道等を行つて居り、もう一つの事業場では、月1~2回のレコードコンサート、月1回の牧師による修養講座、映画会等が行われている。その他は何も行っていないので前の項と同じに寄宿舍の自治活動の低調が示されている。

(5) 外出、外泊及び帰省の手続

外出については、自由な事業場が2ヶ所、寮の責任者にことわつて行く事業場が3ヶ所、外泊帰省は、ことわつて行くところが1ヶ所、届けを出すところが1ヶ所、許可制のところは1ヶ所であった。

第33表 外出、外泊、帰省の手続別工場数

区 分	自 由	届 出 制 (口頭による)	届 書 制	許 可 制
外 出	2	3	—	—
外 泊・帰 省	—	1	1	1

(6) 面会及び通信の手続

面会については、面会室で行う時は届出記入、個人の部屋で行う時は、許可制をとっている事業場が1ヶ所、会員相互間の面会の場合のみ寮責任者の諒解を得て行い、他は面会簿に記入すると云う事業場が1ヶ所あった。これ以外のところは面会が自由であつたが、こゝに挙げた2例は寄宿舍に入つて居る人がごく年少の場合はよいが、さうでなければ、少し行きすぎの感があるように思われる。

(7) 舍内の規律違反処置

規律違反に就いては、2事業場は自治会に於いて処理し、他の2事業場は寮長が協議会を開いて処理している。即ち2事業場のみが寮内で処理し、他は自治機関によつて処理されている。

(8) 舍内の秩序維持のために自治組織がとっている対策

秩序維持のために賞罰委員会を設けているところが1ヶ所あり、寮の常会、寮長会議で決定するところが1ヶ所ある。他は各自の良

識にまかせてあると云うことである。要するに寮内の秩序維持等に自治組織があまり関心をもっていないことが想像される。

(9) 自治組織の活動

敗戦後労働基準法が制定されて、寄宿舍の自治活動の自由がみとめられた、舎生はすべて寄宿内部の問題について自主的に討論し、解決して生活の向上をはかるべき客観的條件が與えられたのである。この様に法律の上では自主性がみとめられているにもかかわらず、我々の調査した範囲では、活発な行動のあとがみとめられなかつた。

現在問題になつている点はその寄宿舍でも食費及び食事の改善であつて、その問題についてさへ活発な動きはみえていないという状態である。食事に関して問題になつているというのは、やはり現在においても寄宿舍の食事の貧困をものがたるものであろう。

その他の活動は全くみられない。例えば文学的サークルを作るとか、或は読書会、音楽会等生活の内容の豊さを増すような活動が全然ないのである。これは寄宿舍生の責任というより、その活動をはばむいくつかの條件があるとみるべきであらう。例えば労働からうける疲労感が甚しいために帰舎如何をする氣力も失つてしまふ場合、或いは毎日の單純な機械的作業が精神的向上に対する人間の慾望を無意識の中に癡痺させてしまつてゐるとか、職場でつき合う人々及び職場全体の雰囲気は更にそれを助長させるとか、等はそれらに伴う一つの條件であらう。

学校を卒業したばかりの二・三人の年少者に何が一番不足かと問

みた。それに対して「毎日の生活に変化がなくてつまらない」「もつと学校にいた時のような刺激がほしい」「本をよんで勉強したいが疲れるのでだめ、或いは落着かないからできない」と語っていた。それに対して職場に入ってから一・二年たつた年少者は「はじめはだれでもそう思うが、その中にそんなことは考えなくなるし、変化のない平凡な毎日に無感覚になつてしまう」とあきらみを訴えていた。ともかく何らかの条件が寄宿舎活動の活潑化をさまたげている事は事実であつて、これらの年少者の言葉はききのがしえない多くの問題を含んだものとして注目に値するものである。

(10) 自治組織と事業主との関係 (第34表参照)

第34表 自治会と事業主の関係

関係経路	事業所数
自治会→寮母→厚生係→事業主	3
自治会→自治役員→事業主	1

第34表に示されている通り、自治会から寮母を通し、厚生係りを経てはじめて事業主との関係を生ずる場合と自治役員と直接事業主との関係を得る場合の二つの形態がある。この二つの形態の内容について充分の調査がなされなかつたので、両者の形態の実質的相違についてはつきり記し得ないが、寮母を通さねばならないという形態の中には次の様な問題がふくまれているものと思われる。即ち「寮母」あるいは「舎監」は寄宿舎の管理のための経営者側を代表するものである。これらの人々は勿論労働基準法の線にそつて自治組織

に直接の干渉はしていないであろうが、この形態を維持しようとするかぎり寄宿舎内部に従来の「寮母」と「舎生」封建的拘束が相当に残存するものであらうという点である。

従つて事業主との関係は、寮母又は舎監等が介在することなく自治役員との直接的関係の方がより好ましいとえられる。

(11) 自治組織と組合との関係

寮生はすべて組合員であるために、当然寄宿舎へ帰つても組合員であるという程度のつながりにすぎず、自治組織と組合組織の積極的な提携等は全くみられない。従つて両者との関係は何らないといつても過言ではないであらう。

以上自治組織の活動状況及び事業主、組合の関係について述べて来たのであるが、問題点は次の諸点であらうと思われる。

1. 自治組織活動が舎生活の向上の面に全く無関心である点。
2. 事業主との関係の間は寮母制による拘束が残つていると思われる事業所がある点。
3. 自治組織と労働組合の積極的な提携がない点等である。

更にこの様な状態は年少労働者の生活向上の面にも全く無関心であることを意味しているもので、このためにも年少者の不満がおきている点もあげられるのである。自治組織がこの様な状態であるということはただ單にそれのみにとどまることなく、年少労働者を工場外部の慰安や娯楽機関に走らせる結果ともなるのであつて「この点については更に注目を要する事である。

Ⅶ 労働組合について

1. 労働組合の所属系統（第35表参照）

第35表 A産業別・規模別・組合所属系統別工場数

産業別 規模別 区分	合 計			真 空 管			電 球		
	大	中	小	大	中	小	大	中	小
産 別 系	5	2	—	3	—	—	2	2	—
総 同 盟 系	1	2	—	1	1	—	—	1	—
単 独	1	8	6	1	5	2	—	3	4
組 合 な し	—	1	9	—	1	4	—	—	5
合 計	7	13	15	5	7	6	2	6	9

労働組合の所属系統別をみると、産別系統は 20% 総同盟系 8.6% 単独 42.8%で組合をもてつけない所が 28.6%となつている。

第35表 B規模別、組合所属系統別工場数

規 模	計	大	中	小
産 別 系	20. %	14. %	5.7 %	— %
総 同 盟 系	8.6	3.	5.7	—
単 独	42.8	3.	23.	18.
組 合 な し	28.6	—	3.	26.
計	100.	20.	37.	43.

規模別（第35表B参照）規模別にみると大規模工場には産別が 14%、総同盟系が 3%、単独が 3%であつて、組合の結成されていないものは全くない。中規模工場には産別系 5.7%、総同盟系 5.7%であるが、單

独は実に 23%の多きにおよび組合の未結成が 3%ある。小規模工場は産別系、総同盟系は全くなく、単独が 18%あるのみである。従つて、組合未結成の事業所は 26%という多数におよんでいる。

そして組合未結成の事業場は電球、真空管両部門とも小規模事業場であるので、小規模事業場の中で組合を有するものと有しないもの、固定施設を比較してみると殆んど違いはみられなかつた。そこで小規模事業場では組合の有無が余暇生活の爲の固定施設の有無とあまり関係のない事となり、組合がこれらに就て努力していないのか、或は組合が弱くて備える事が不可能なのか原因は不明だが、兎も角小規模事業場の場合は施設の乏しい事が明らかである。そこで小規模事業場と、大中規模事業場の固定施設を比較すると、明らかに大中規模事業場の方が施設が完備している。この事は組合のない事業場の多い小規模事業場の方が組合のある大中規模事業場より施設が劣つているという事と、労働組合の有無に関らず、規模の大きい事業場ほど施設が備つていると云う事が云えるであらう。以上組合の有無と、固定施設の設置状態の関連をみたが、ここでとくに問題になる点は敗戦後 5 年余り経過しているにもかかわらず未だに組合の結成をみずに、産業報國的な或いは親睦会的な労使関係を維持したまゝでいる事業場が、28.6%をも占めていていることである。

しかもこのことは表でもあきらかなように労働条件、労働環境でとくに多くの問題点をもつていられる小規模工場に多いのである。即ち、小規模工場は大規模工場に比して相対的に機械設備がわるかつたり

衛生環境がわるかつたり、労働条件についても相対的に長時間労働であつたり、低賃金であつたりすること等は周知の事実であつて、それだけに年少労働者保護の問題点も多いわけである。そして、それらは労働者の自覚と結合のみがその矛盾の解決の第一歩である。それにもかゝらず未だに全くその組織の存在さえもみられない工場に働く多くの労働者、わけても年少労働者のために自主的組織活動のための指導、或いは労働法規に規定された保護内容についての啓蒙教育が特につよく浸透されなければならないと思われる。この産業部門は他の産業部門の中でも比較的経営においても労働組合においても近代的産業部門であるといわれているにもかゝらず、小規模工場はこの様な有様である。結成された全産業の労働組合の全体がこの状態について強い関心をもつ必要があるであらう。

2. 労働組合の教育活動（第6表参照）

この項目は一般組合員の教育活動の現状から年少労働者に対する組合の教育啓蒙活動がどの様に行われているものであるかを把握したいと思つたのであるが、組合は結成されているにもかゝらず、全く形式的なものが多く従つて積極的に活動している所は極めて少く、全体は一般的に低調である。

比較的活発に動いているとみられる事業場では、機関紙発行又は講演会、掲示板によつて、一般労働教育を行つているが特に年少者の特殊な問題などについての教育活動はほとんどみあたらなかった。

第36表 A規模別・組合教育活動別・事業場数

区分	規模別	計	大	中	小
機関紙発行		8	5	2	1
講演会		6	3	2	1
ニュース・ポスターの掲示 図書及び新聞の かいどく		6	3	3	—
討論会		4	1	2	1
映画会		3	—	2	1
社内放送		1	—	1	—
計		1	1	—	—
		29	13	12	4

第36表 B規模別・組合教育活動別・事業場比率

区分	規模別	計%	大%	中%	小%
機関紙発行		32	20	8	5
講演会		24	12	8	5
ニュース・ポスターの掲示 図書及び新聞の かいどく		24	12	12	—
討論会		16	5	8	5
映画会		12	—	8	5
社内放送		5	—	5	—
		5	5	—	—

第36表 C 規模別・組合教育活動・実施有無別・事業場数

区分	規模別	計	大	中	小
一つ以上行っている		22	7	10	5
全然活動無		2	—	1	1
組合なし		10	—	1	9

機関紙の発行をしている事業場は既成組合全体の 32%、講演会、ニュース、ポスターの掲示の事実施工場は各々 4%、図書及び新聞の回読を行っているが業場は 16%、討論会が 1%、映画及び社内放送を行っている所各々 5%となつている。これらの全体を規模別にみると、大規模工場が 45%、中規模工場 4%、小規模は僅 13%となつている。

組合が結成されているということは、これらの教育活動が網羅的に平行されて行われているのが当然であるのに、各労働組合にいずれかの教育活動がかけている場合が多く、特に遺憾な点は、どの組合でも職場大会や討論会がみられない事である。又図書や新聞の回読もそれだけでは好果は生れないであろう。

いづれにしても大規模経営の一部をのぞいて内容もあまり実質的ではないし、労働組合の今後の発達のために労働組合全体の問題として、とり上げるべき重要な問題であろう。

3. 年少者の不平苦状の処理方法 (第37表参照)

これについて調査したところによると、第37表の如く、5つの類型に分れる。いづれも最終的には組合執行部で図られ、解決できない場合はそのまゝ会社側と団体交渉にうつつていく。しかし年少労働者の問題

第37表 規模別・不平苦状処理方法別・事業場数

区分	規模別	計	%	大	%	中	%	小	%
(1) 職場の苦状処理機関にはかる。		2	8	—	—	2	8	—	—
(2) 職場の委員会又は職場会議に提出され執行委員会に図る。		12	8	7	28	3	12	2	8
(3) 個人で労働組合長に申出、執行委員会に図る。		1	5	—	—	—	—	1	5
(4) 投書箱、機関紙等を通じて組合執行部に図る。		2	8	—	—	—	—	2	8
(5) 未成年対策班から執行委員会に提出される。		1	5	—	—	1	5	—	—
無し		7	28	—	—	6	24	1	5
計		25	100%	7	—	12	—	6	—

で特に会社側と団体交渉をもつた事は実際にないと語つていく。一番多い処理方法は(2)の職場委員会を経る方法の 4%であり、次は苦状処理機関、投書箱の利用でそれぞれ 8%となつていく。とくに注目される処理方法に、未成年対策班を特別にもうけているという(5%)事業場がある。

しかし、組合は結成されていても、形式的にせよ処理方法がもうけられていない組合が 28%占めているということは、とくにこゝに明記すべき事実であろう。更に「具体的に年少者の問題としてとりあげた事はない」と語つていたが年少者に関する問題が全くないという事は考えられないので、やはり組合活動の不行届きの点として、指摘できる事である

と思われる。以上労働組合について全般的に述べてきたのであるが注目される点は、

- (1) 組合結成の事業場が全体で 28.6%の多きにおよび、特に小規模事業場が26%しめているという点
- (2) 組合の教養活動が一般に極めて低調なために年少労働者の向上心を全くみたまず事が出来ないという点
- (3) 組合が結成されているにもかかわらず、不平苦状処理方法が全然考えられていない事業場又は全く形式的にすぎないと思われる事業場が多いが、現在の職場内で不平苦状が全然ない爲に活動しないということは全く考えられないし、特に年少者にとつては多くの問題がある筈であるので、これも組合活動の不活発の結果であるとみられる。等の点があげられるのである。

ともあれ現在労働組合の重要性はますます増大するのである。こゝにあげられた問題点は、この調査の対象になつた事業場の問題のみならず全産業の労働組合に共通にみられる大きな問題点であろうとみられるのである。

VII 労働者に対する希望又は意見

1. 事業主

- (1) 事業主の意見としては、月一度位は工場にきて直接年少労働者の声をきいてほしい。
- (2) 年少者の文化的教育的指導をしてほしい。
- (3) 啓蒙資料を出してほしい。

- (4) パンフレット、催等の内容があまり子供じみている等、の建設的意見が各々一つずつある。

基準法に対する意見としては、

- (1) 余暇善用の意味から時間外労働の問題に弾力性がほしい。
- (2) 危険有害業務に対する就業制限で技能習熟が阻害される。
- (3) 時間制限は事務関係の仕事の能率に影響する。
- (4) 女子の時間制限を緩和してほしい。
- (5) 労災保険の手續の不满、等が出されている。

要するに基準法の緩和と云うことが主眼となつているものと思われる調査に対する意見として、この種調査は不要であると云う事業場と労働者に対して労働者の立場に立つてほしいと云う事業場が各一ヶ所あつた。こゝでみられた事は年少者問題に特に関心を示している事業主は少く、基準法の緩和と云う事を唱えている事業主が多いことである。そこで年少労働者の啓蒙と共に事業主の啓蒙の必要性が痛感され、同時に基準法の実施状況をこれ以下にしないため、基準法の徹底実施を更に強化する努力が必要であらう。そのために種々の判り易い、同時に意義のある啓蒙資料を年少者、事業主に與えると共に、彼らと親しむ多くの機会をもち、実状を把握し、適切な処置をもつてゆかねばならない。多くの教育的、文化的催しは年少労働者の成長のために行い、今までのように大規模事業場のみが対象でなく、末端までゆき亘らすように努力しなければならぬであらう。

2. 労働組合

労働組合の意見は、事業主の意見と較べると具体的に年少労働者に対する希望を述べたものが多かつた。内容は非常に散発的なので、大きく分けて一通り述べてみると次の如くである。法律に関するものでは、

- (1) 法規の改悪反対と云う意見と、
- (2) 法律と實際が矛盾していると云う二意見があつた。直接婦人少年局に対する意見と思われるものは次のような種々の意見があつた。

- (1) 実質的な男女同一賃金を実行出来るよう努力してほしい。
- (2) 年少者の参考になるパンフレット、リーフレット、労働法の参考書等無償で定期的に出してほしい。

- (3) その内容としては、組合に対する認識を高めるもの、社会的な基礎知識の資料等がほしい。

- (4) それとともに新しい幻燈 映画、面白い集会等も行つてほしい。
- (5) 労働者に対しては積極的に教育、啓蒙活動を行い公平な立場から、はつきりした態度で、活発に弾力性のある活動を行つてもらいたい。

- (6) 中小事業場の文化、教育活動に援助を與えてほしい。

等と云う意見が非常に多かつた。そして、労働省の存在する意義を組合員の中に知らすべきだと云う意見もあつた。

事業主に対して労働省から行つてほしいと云う希望は、

- (1) 事業主に組合活動、文化教育活動を阻まないよう啓蒙してほしいと云う事業場が4.3ヶ所もあつた。

その他基準法を事業主に徹底させてほしいと云う意見と、調査に度々來て組合員と話し合い交換してほしいと云う意見もあつた。

全般的に要約すると

- (1) 啓蒙活動をもつと廣く末端に至るまで行つてほしい。
 - (2) それが、立派な内容をもっていることが望ましい。
 - (3) 事業主に対して啓蒙を行つてほしい等の希望が最も多かつた。
- そこで今後の啓蒙活動がかたよらず全般的に行とどくような方法で行われれることが望ましい。

む す び

全般的な結果をまとめてみると次のように言えるであろう。

- (1) 事業主に対する調査

(イ) 電球製造業、真空管製造業に就いている年少労働者は、この調査の限りでは出稼ぎの傾向が少く、縣内労働が多い。

(ロ) 余暇生活の爲の施設は、大規模事業場では比較的整っているが、小規模事業場では殆んどなく、又大規模事業場でも人数の割合からみればそれ程設備が整っているとは云えないので、年少労働者の余暇生活の爲の設備は明らかに不足だと云えるであろう。

(ハ) 年少労働者を向上させるための職場に於ける指導は、大部分が入社時だけのもので、ひきつゞいて年少者を向上させるための努力は殆んど試みられていない。

(二) 寄宿舍施設をもつ事業場は大規模事業場に僅か5ヶ所あるだけで、そこに於ても年少者の爲に特に備えた施設はなく、事業主が負担する食事の費用も少く、寄宿舍に在る年少労働者はあまりめぐまれた生活を送っているとは思われない。

尙寄宿舍の調査は例数が非常に少く、これによつて年少労働者寄宿舍の一般的傾向をみることは不可能であるが、この産業部門の寄宿舍については、これで大部分を把握したわけであるから、一應一般的傾向を知ることができるであらう。

(2) 寄宿舍自治組織並びに寄宿舍生活についての調査は——

寄宿舍の自治組織は、制度としては一應民主的につくられているが、実際には食事に関する問題に対する以外殆んど活動しておらず、寄宿舍生活を明るくするための努力はみられず、まして年少労働者のための活動は考えられていない。寄宿舍生活に伴う種々の制度は例外を除いては一應民主的で女工哀史的な影はないが、寄宿舍に於ける自治活動の実際は極めて低調であつて、健全な明るい寄宿舍生活が行われているとは云えず、年少者の寄宿舍に於ける、暇生活は無味乾燥なものと云えるであらう。

(3) 労働組合に就いての調査は——

組合に就いての調査によると、組合が結成されて居ない事業場が電球真空管各々の部門に約30%づゝあつた事は注目すべきで、そのような事業場の環境は現在どの程度改善されつつあるか、或は年少者の爲にどれだけの努力が拂われているかと云うことは疑問であり、今後大きな問題

を残すものと思われる。組合のあるところでも、組合として年少労働者の問題を特に取上げているところは殆んどなかつた。

(4) 参 考

この項では、事業主、労働組合関係者の労働省に対する要望意見を調べたが、こゝで云われることは啓蒙活動の不足である、年少労働者を向上させるための啓蒙、教育活動を廣く、しかも年少労働者の一人一人にとゞくよう進めて行く事の必要が痛感された。それと共に現在の社会経済状況に於ては基準法の緩和と云う年少労働者に対して重大な影響を與える問題が起きている。そこで今後基準法の徹底を更に期する必要があるのではなかろうか。

この調査を終つて感じさせられることは、年少労働者の余暇生活の問題に対して、事業主労働組合共に関心が薄く、年少労働者の社会的経済的重要性が無視され、年少労働者の幸福な生活、將來の向上を計る努力が欠けていることである。そのため生活環境は比較的悪く、年少労働者の余暇生活が発展性のない暗いものである事が予測され得る。そして悪い生活環境におく事により性格が歪められ、心身共に發育が害われ、或は不良化の原因ともなるような場合もあるであらう。尙、注意しなければならないのは、前にも述べた通り、事業主、組合代表者等の個人的な意見にもとづいて行われた調査である爲、主観的な面が予想されることである。

第 二 部

余暇生活個人調査の報告

一、調 査 の 方 法

I 調 査 の 対 象

電球製造業 16 事業場、真空管製造業 18 事業場に就業している年少労働者 912 名、(事業場は大規模から中小規模までを含めている)。

II 調 査 の 地 域

群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、福岡の各縣。

III 調 査 期 間

1950 年 4 月 1 日から 5 月末日までの 2 ヶ月。

IV 調 査 の 担 当

婦人少年局本局係員が主体となり、同地方職員室係員がこれに協力して調査に当つたものである。

V 調 査 内 容

調査の様式は次のようなもので、年少者自身がこれをよんで左側の質問に対し右側に答を書くようになっている。調査に当つては出来るだけ年少労働者以外の人々に入室を遠慮してもらつたので、ある程度年少者の正直で素朴な意見とみなすことができるであろう。

VI 調 査 の 様 式

6. あなたの住いから勤め先までどの位時間が
かかりますか？

乗物 ○汽車 ○電車 ○バス ○自転車
 〇歩 時間 分
 計 時間 分

7. あなたの住いは？

〇自宅 〇下宿、間借り
 〇勤め先の寄宿舎
 〇親類の家

〇その他 ()

8. あなたはどんな家族がありますか？

〇祖父 〇祖母 〇父 〇母
 〇兄 〇姉 〇妹
 〇弟 〇妹
 〇その他 〇

9. あなたの家の主計を主として負担している者
は誰ですか、その職業は？ 例えば (父、大
工) (兄、旋盤工)

その他、いっている言は誰ですか？
 例えば (母) (兄 2 人)

10. 先月の給料の使い途は？

先月の手とり額	円	学費、洋服、生花な どのおけいこ代	円
家に渡した額	円	映 画	円
貯 金	円	お 物	円
寄宿舎に 食 費	円	た べ も の	円
納めるもの その他	円	日用品廻り品	円
下宿代 (間借り代)	円	そ の 他	円
交 通 費	円		
被服、はきもの代	円	差引のこりの額	円

11. 今の給料で足りていますか？

〇足りている
 〇足りない (あと 圓位ほしい)

12. あなたのスポーツは？

〇野 球 〇テニス 〇バレーボール
 〇ピンポン 〇ソフトボール 〇水 泳
 〇その他何 ()

13. あなたの趣味娯楽は？

- 読書 ○音楽 ○歌謡曲
○映画 ○ダンス ○ハイキング
○生花 ○茶道 ○将棋
○その他何（ ）

14. 仕事がさんから何か習っていますか？

- 習っている ○習っていない
→何を習っていますか何時間位
（ ）

15. これから先どんなことを習ったり勉強したい、
と思いますか？

- (1) ()
(2) ()
(3) ()

16. 昨日までの一週間仕事がさんでからどうしましたか？

曜日	1) 学 校 2) 読 書 3) 映画 4) 音楽 5) 家事の手傳 6) スポーツ 7) 組合や自治会の仕事 8) その他							
	種 目	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"
曜	曜	"	"	"	"	"	"	"

17. 公休日はどうして過しましたか。いくつでも書いて下さい。

前 週 の 公 休 日		前々週の公休日	
1 ()	時間	1 ()	時間
2 ()	時間	2 ()	時間
3 ()	時間	2 ()	時間
4 ()	時間	4 ()	時間
5 ()	時間	5 ()	時間
6 ()	時間	6 ()	時間

18. ここ一ヶ月間公休日以外に休んだ事がありますか？

○あ	る	○な	い
1 () → 2 () 3 () 計 ()		休んだ理由 休んだ日数 () () () () ()	

19. 労働組合がありますか

○あ る ○な い

労働組合に入っていますか。

○入っている ○入っていない

労働組合や寄宿舎の役員になつた事がありますか？

○あ る ○な い

→その役の名前は？ ()

20. 休みの時間や仕事が終わつてからの時間を過ごすために、勤め先や寄宿舎にある施設や設備についてどう思いますか？

○今のままでよい

○今のままではだめだ

→なぜ？ ()

あなたの希望や意見

()

21. 休みの時間や仕事が終わつてからの時間を過ごすために労働組合がやっていることをどう思いますか？

○今のままでよい

○今のままではだめだ

→なぜ？ ()

あなたの希望や意見

()

22. あなた達の住んでいる町や村であなた達の利用できる施設や設備（公園や運動場、映画館、図書館などいろいろなもの）についてどう思いますか？

○今のままでよい

○今のままではだめだ

→なぜ？ ()

あなたの希望や意見

()

23. その他何でも書きたいこと

()

二、調査の結果

I 一般的調査

(1) 工場規模別、工場別、年齢別、男女別調査労働者数（第一表）

第一表その1 工場規模別、工場別、年齢別、男女別

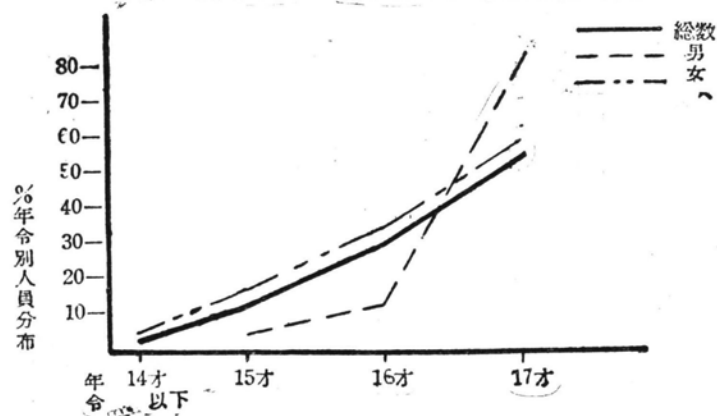
年 齢	14才以下	15才	16才	17才	合 計
工場規模	工場名(記号)	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計
大	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
小 計					
総 計					

年 令	14歳以下	15歳	16歳	17歳	合 計
工場規模	工場名(記号)	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計
小	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
小 計					
総 計					

この表は、調査対象の年少労働者 12 名を、工場規模別、工場別、年齢別、男女別に分けたものである。これによると、14 才以下の者は、女子が 3 名のみである。15 才以上の者についてみると、男女合せて、15 才は 122 名、16 才は 175 名、17 才は 512 名で年齢が高なる程就業者数も多くなっている。男女別にみると男子 207 名、女子 703 名で、女子は男子の 3 倍強を占めている。この表からみられる事は、電球真空管製造部門では、女子年少者は男子年少者に較べて圧倒的に多いことと、年齢の低いものが少く、比較的年齢の高い年少労働者の多いことである。これは電球、真空管製造業に於ける作業が、比較的細い手工業的なもので女子に適すると云うことと、機械化された部分が少いために、経験の長い程能

率が上ること等が原因となつているのである。

第1表その2 年令別年少労働者分布図



(2) 工場所在府縣別出身府縣別年少労働者数 (第二表)

何縣の出身年少労働者が何縣の事業場に何名就業しているかがこの表で示されている。電球、真空管製造業における年少労働者の各縣別人員数の如何をみると、兵庫縣が男女合せて 272 名で一番多く東京が 148 名、神奈川縣が 104 名でそれに続いている。年少労働者の出身地別の割合は兵庫縣が 232 名で 25.44%を占め、東京 155 名 16.99%、大阪 70 名 7.67%で主として都市出身者が多い事が判る。

事業場所在府縣で他縣出身の年少労働者が最も多く働いている縣は兵庫で 46 名、次は神奈川の 24 名、東京の 19 名、滋賀の 13 名、京都の 11 名、大阪の 10 名となつている。結局他縣に勤務する人員は非常に少く、それらが大都市に集中しているのは大事業場が寄宿舍等受入設備を備えているせいであろう。又年少労働者の出身地が都市に多いのは事業場が都市に多い事を意味する計りではなく都市居住者の方が地方居住者に比べ年少者を働かせねばならない經濟條件が多いという事を意味するのではないと思われる。

[illegible]

(3) 出身府縣別年少労働者数

表 3 出身府縣別、年少労働者数

出身 府縣別	分 区	他 府 縣			府 縣 勤 務 年 少 勞 働 者 数			事 業 場 所 在 府 縣 勤 務 年 少 勞 働 者 数		
		合 計	男	女	合 計	割	合	男	女	合 計
1	北海道									
2	青森	1								
3	岩手	1								
4	宮城									
5	秋田									
6	山形	1								
7	福島	1								
8	茨城	1								
9	栃木	5								
10	群馬	10	2	3	5		10	9		9
11	埼玉	2	1		1		50		1	1
12	千葉	27						2	25	27
13	東京	155	8	29	37		24	42	69	118
14	神奈川	89	6	4	10		11	8	71	79
15	新潟	14	1		1		7	8	5	13
16	富山									
17	石川	1	1		1					
18	福井	2	2		2					
19	山梨	4	4		4					
20	長野	1					9	1	9	10
21	岐阜	11	1	1	1					
22	愛知	3	3		3					
23	三重	4	1		4		6	12	37	49
24	滋賀	52			3					
25	京都	1	1		1		13	22	23	45
26	大阪	56	4	3	7		12	13	36	49
27	兵庫	70	2	20	22		31	3	45	48
28	奈良	232	1	7	8		4	33	191	223
29	和歌山									
30	鳥取									
31	島根	1			1					
32	岡山	3	1	2	3					
33	広島	5	2	3	5					
34	山口									
35	徳島									
36	香川	2			2					
37	愛媛	1			1					
38	高松	4			4					
39	福岡	2			2					
40	佐賀	63			1		2	2	60	62
41	長崎									
42	熊本	1	1		1					
43	大分	4			4					
44	宮崎	1			1					
45	鹿児島	1			1					
46	沖縄	2			2					
合 計		886	42	110	152			160	574	734
割		100								83

次に出身府縣別に他府縣勤務年少労働者数と、事業場所在府縣勤務年少労働者数の割合をみると、第3表のように、なる。即ち出身縣から他縣に移つて勤務している年少労働者は男女合せて 152 名全体の 17%、出身縣に勤務している者 734 名 83% で紡績業等にみられる年少労働

働者が他府縣に勤務する現象はあまりみられない。

出身府縣別の割合は、被調査府縣のみについてみると、他府縣勤続年少労働者の多い府縣は埼玉の 50%をはじめとして大阪 31%、東京 24% で、大都市か、大都市周辺の府縣の割合が高くなっている。事業場所在府縣に勤務している年少労働者の割合から見ると、千葉の 100%、福岡の 98%、兵庫の 96%が高く、これらの府縣では縣内勤務者が多く、縣外には殆ど出ていない事があきらかである。全体的にこの表では、他府縣に勤務する年少労働者が比較的少ない事が示されている。

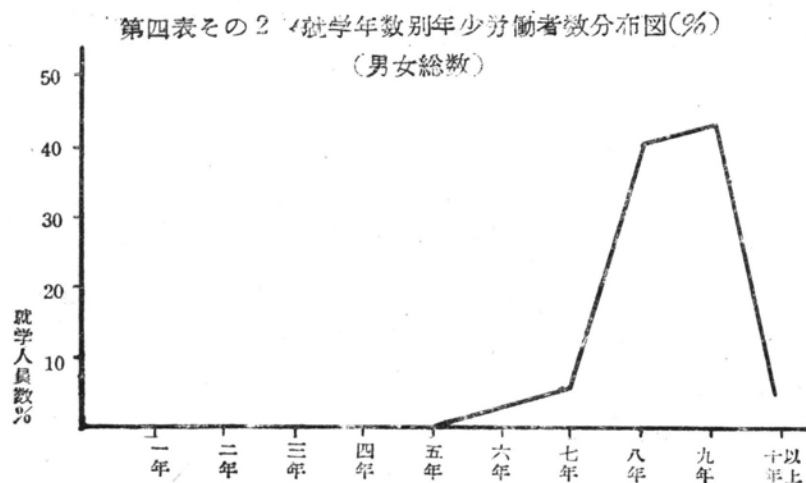
(4) 就学年数別年少労働者数 (第四表)

第四表その1 就学年数別年少労働者数

就学年数		0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	不明	合計
性別	男	3	0	0	0	0	0	4	7	113	57	22	3	209
	女	5	0	0	0	0	0	19	32	249	335	21	42	703
	合計	8	0	0	0	0	0	23	39	362	392	43	45	912
	割合	0.88	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.52	4.28	39.69	42.98	4.72	4.93	100.00

第四表その2 就学年数別年少労働者数分布図 (%)

(男女総数)



年少労働者が教育を受けた期間はどの位か、その教育年数別人員数の分布をこの表は示している。ここでは男女とも大体同じような傾向を示しているの、男女数の合計だけについて割合をみると、9年間就学したものが42.98%で最も多く、8年間の者が39.69%で次位を占めている。即ち約80%は8~9年の就学期を経ている。10年以上の就学者は4.72%で、全然就学しなかつた者は0.88%しかなかった。そこで年少労働者は就学しなかつた者、或は就学年数の特に短かつた者は殆どなく、8~9年の者が大部分を占めているが（これは大体旧制小学校高等科、新制中学校卒業にあたる）、それ以上の教育を受ける機会には恵まれていないということ、即ち働きながら学ぶ機会の少い事が予測される。

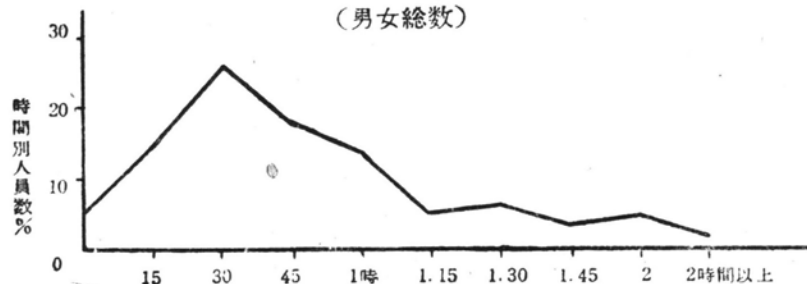
Ⅱ 個人調査事項

(5) 通勤時間別、乗物別年少労働者数 (第五表)

第五表その1 通勤時間別、乗物別年少労働者数

通勤時間	性別 乗物別	男				女				計				割合
		乗物	乗物歩	徒歩	小計	乗物	乗物歩	徒歩	小計	乗物	乗物歩	徒歩	合計	
5分以内				24	24			27	27			51	51	5.59
15		2	3	36	41	3	11	87	101	5	14	123	142	15.57
30		8	16	29	53	18	58	111	187	26	74	140	240	26.32
45		2	15	5	22	7	106	34	147	9	121	39	169	18.53
1時	間	1	23	6	30	14	62	20	96	15	85	26	126	13.82
1.15		4	7	2	13	1	28	4	33	5	35	6	46	5.04
1.30			12	2	14	1	19	20	40	1	31	22	54	5.92
1.45			6		6		19	8	27		25	8	33	3.62
2時	間		4		4		17	13	30		21	13	34	3.73
2時以上			2		2		12	3	15		14	3	17	1.86
合計		17	88	104	209	44	332	327	703	61	420	431	912	100.00

第五表その2 通勤時間別年少労働者数分布図(%)
(男女総数)



(質問6) ここではどのような乗物にのつて何分位かかる者が何人位居るかという事が明らかにされている。男女別と合計が出ていますが男女の傾向は殆ど大差はないので時間の割合は合計のみについて調べた。先ず乗物別にみると、男子209名の中約50%の104名が“徒歩”で通勤し、42%の88名は“乗物と徒歩”で残りが“乗物”のみとなつている。女子は703名中46%の327名が“徒歩”で、47%の332名が“乗物と徒歩”で残りが“乗物”のみで“乗物と徒歩”の者が幾分男子より多くなつているが、通勤の方法は、男女とも大体同じ傾向である。男女合せて912名についてみる者と、47%431名が“徒歩”で“乗物と徒歩”が46%420名となつており、“徒歩”によると、“乗物と徒歩”による者との数が相半端しており、しかも、この方法によるものが全体の大部分を占めている。通勤時間についてみると、30分かかかる者が全体の26.32%を占め45分が18.53%、15分が15.57%で大体30分を中心にして分布していることになる。次に1~2時間かかる者を合計すると全体の32.13%を占め45分以内の者66.01%に較べると約半分ではあるが決して少数とは云示すえないであろう。但し2時間以上の者が17名1.86%で極めて少数であるのは年少労働者にはそれ以上の通勤時間が無理であるという限界をものと思われ。実際問題として約3分の2は45分以内で通勤しているが約3分の1は1~2時間の通勤時間を要し、非拘束時間の欠如に対しては労働疲労の面からも、また余暇生活善用の面からも何らかの対策を必要とすることであろう。

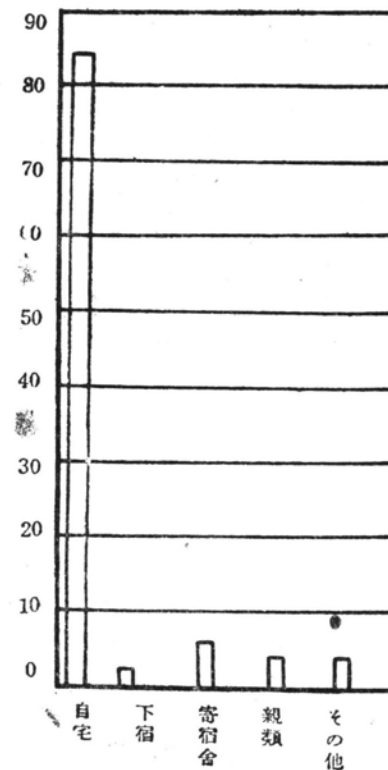
(6) 住居の種類別年少労働者数 (第六表)

第六表その1 住居の種類別年少労働者数

区分	住居		自 宅	下 宿	寄 宿 舎	親 類	そ の 他	不 明	合 計
	性別								
実 数	男		162	7	32	2	6		209
	女		609	16	31	16	23	8	703
	合 計		771	23	63	18	29	8	912
割			%	%	%	%	%	%	%
	合		84.54	2.52	6.91	1.97	3.18	0.88	100.00

(質問7) 男女大差はないので住居の種類別に男女合計した人数の割合をみると自宅から通っている者が771名84.54%、寄宿舍に入っている者が63名6.91%で、他は極く少数である。ここでみられることは大多数が自宅通勤で、それ以外の者では寄宿舍に居住する者が多いという現象である。後者の場合は家庭を離れて独立して住む時の経済的負担が非常に大きいことと、それ以外に年少労働者が家庭を離れて社会的に独立生活を営むことに無理が多いためであろう。寄宿舍住いは比較的経費が安価なためと思われる。それにしても家庭を離れて住む事の経済的不利は、遠距離からでも自宅通勤を圧倒的に多くしたものと思われる。又電球真空管製造業は主として都会又は都会周辺に多いので自宅通勤者が比較的多いということも考えられる。この様に自宅通勤者が多い事は家庭教育上望ましい事と思われるが一面家庭の経済状態が比較的悪い事を予想するとき、施設をととのえた寄宿舍で教育的な協同生活をさせた方が年少労働者の不良化防止や生活態度向上の爲に役立つのではないかとと思われる。

第六表その2 住居の種類別年少労働者分布図 (%)



(7) 親の有無別年少労働者数 (第七表)

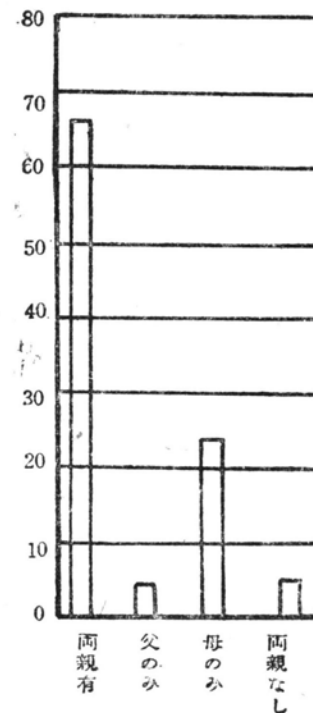
第七表その1 親の有無別年少労働者数

区 分	親の有無		両親有	父のみ	母のみ	両親無	合 計
	性別						
実 数	男		135	14	49	11	209
	女		466	33	169	35	703
	合 計		601	47	218	46	912
割			%	%	%	%	%
	合		65.90	5.15	23.90	5.05	100.00

(質問8) 年少者が就業しなければならなかった原因として、單に経済的事情のみによる場合もあるが、両親の有無ということが必然的に経済的理由と結びついて大きな原因をなしている事も予想されるので年少労働者の両親の有無について調べてみた。この表によると、男女の傾向は同じなので男女合せたものの割合をとつてみると両親のある者は 601 名で全体の 65.90%を占み、父のみの者が 47 名 5.15%、母のみの者が 218 名 23.90%、両親を失つた者が 46 名 5.05%を占んでいる。父のみある場合より母のみの場合の方が 18.75%も多いのは父を失つた場合の方が母を失つた場合より家庭の経済維持に大きな影響を與えていることが判る。即ち日本の場合男子の労働に頼つて女子自身の経済的独立が行われていない事とそれの困難な社會状態にある事が明らかにされているわけである。片親のみの者は 265 名全体の 29.05%、それに両親の無い者を加えると 311 名で全体の 34.1%を占め、両親をもつ者 601 名の 65.90%と比較すると約半分を占めている。即ち年少労働者の約3分の2は両親がありながら働いてをり、約3分の1が両親か或は片親を失つてそれが原因

の一部をなして就学機会を失つて働いているとみられるのである。

第七表その2 親の有無別年少労働者分布図(%)

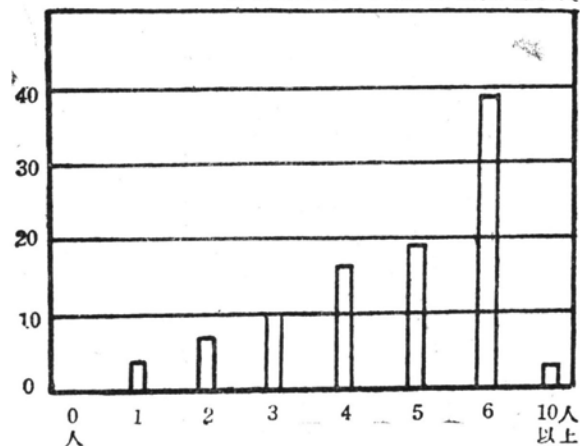


(8) 家族数別年少労働者数 (第八表)

第八表その1 家族数別年少労働者数

区分	性別	家族数								合 計
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6—9 人	10 人以上	
実 数	男		10	17	22	43	40	72	5	209
	女	2	24	51	71	107	140	287	21	703
	合 計	2	34	68	93	150	180	359	26	912
割		0.22	3.73	7.46	10.19	16.45	19.74	39.36	2.85	100.00
		%	%	%	%	%	%	%	%	%

第八表その2 家族数別年少労働者分布図(%)



(質問8) 年少労働者の家族数は何人位の者が多いか、年少労働者の家庭における人的環境を調べたものである。家族数別に男女合計年少労働者数をみると、6—9 人の家族をもつ者が 359 名 39.34%で相当多く、5

人の者が 180 名 19.74%、4 人の者が 150 名 16.45%でそれに続いている。そして 10 人以上、或は 1 人以下の家族数の者はごく僅で、4—9 人の家族数の者が全体の 75.55%を占めている。そこで家族数の比較的多い家庭が年少者を働かせなければならぬ状態にあるという傾向がみられる。

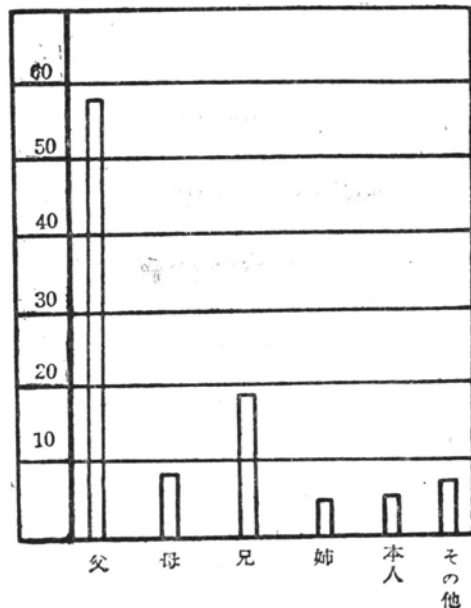
(9) 家計負担者別年少労働者数 (第九表)

第九表その1 家計負担者別年少労働者数

区分		家計負担者								合 計
性別		父	母	兄	姉	本人	弟	妹	その他	
実数	男	123	18	35	8	13			12	209
	女	406	51	140	27	28			51	703
	計	529	69	175	35	61			63	912
割合		%	%	%	%	%			%	%
	合	58.00	75.7	19.19	3.84	4.60			6.91	100.00

第九表その2 家族負担者別

年少労働者分布図(%)



(質問9) 年少労働者の家庭に於ける家計負担者は父の場合男女合せて529名53.00%でそれ以外の場合は比較的少い、しかし、父が約半数しか家計を負担していないと云うことは、年少者が労働しなければならぬ大きな原因になっている事と思はれる。

男女の違いが現れているのは、本人が家計負担者の場合で、男子は、6.2%を占めているが、女子は幾分少く4.0%であるという事実である。兎も角約40%の年少労働者は、父が家計負担者でないと云うことが一つの原因となつて労働者になつたものと思はれる。

(10) 給料過不足別年少労働者数 (第十表)

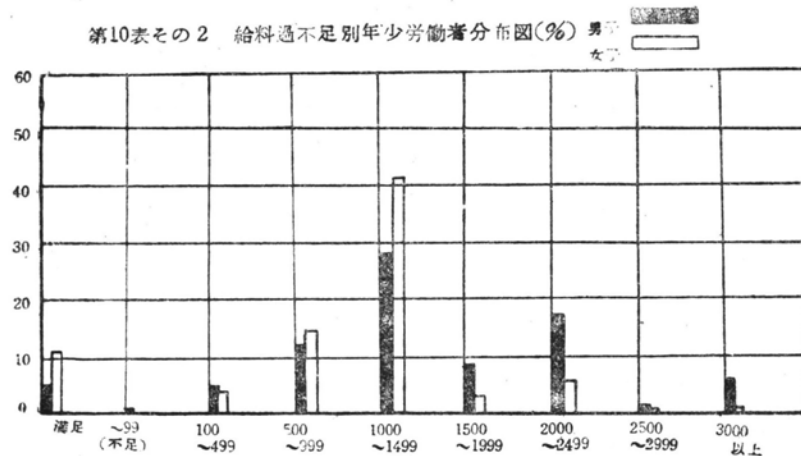
第十表その1 給料過不足別年少労働者数

区 分	性 別	額	満 足	不 足										合 計
				～99円	100～499	500～999	1,000 ～1,499	1,500 ～1,999	2,000 ～2,499	2,500 ～2,999	3,000 以 上	不 明	小 計	
実 数	男		12	1	11	24	59	18	36	1	15	32	197	209
	女		80		31	103	288	20	40	2	5	134	623	703
	合 計		92	1	42	127	347	38	76	3	20	166	820	912
割 合	男		5.7	0.5	5.3	11.5	28.2	8.6	17.2	0.5	7.2	15.3	94.3	100.0
	女		11.4	0	4.4	14.7	40.9	2.8	5.7	0.3	0.7	19.1	88.6	100.0
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平 均 割 合			10.09	0.01	4.61	13.93	38.05	4.17	8.33	0.33	2.19	18.20	89.91	100.00

(質問10) 給料についての意見は男女の差が見られるので男子について見ると不足額が1,000～1,499円の者が59名28.2%で1位、2,000～2,499円の者が36名17.2%で2位を占めているが女子は1位は1,000～1,499円の者で288名41%、500～999円の者103名で2位となっている。どちらも1,000～1,499円の間金額の不足を訴えている者が多いが2位は男子は2,000～2,499円の不足を訴えている者だが女子は500～999円の者が多くなっている。即ち女子の方が男子より希望額は少い事になる。又現在の金額で不足の者も男子は12名だが女子は80名でここでも男子が多い。男女合計の意見をみると満足している者は僅か92名で10.09%に過ぎず89.91%は不足を訴えている不足額では1,000～1,499円の者が最も多く347名である。全体的な傾向として約90%が

給料の不足を訴えている事は、現在の給料では生活が困難であるという事を示すと同時に年少労働者の賃金が低い事を意味する。即ち日本の伝統的な年少労働者の低賃金の形態が未だ残っている為であると思はれ、年令による不当な賃金差又最低賃金の低下が想像される。尚男女の傾向の違いも、グラフに明らかなように男子が高額不足を訴えているのは家計負担が大であることと共に賃金に対する男女の意識の違いであろう。

第10表その2 給料過不足別年少労働者分布図(%)

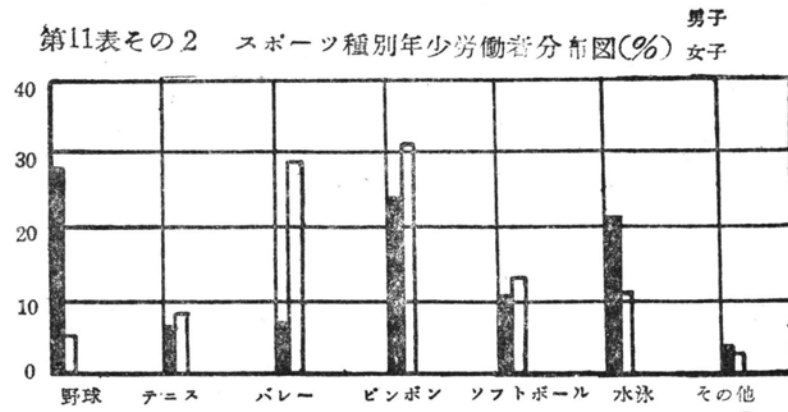


(11) スポーツの種類別年少労働者数 (第十一表)

第十一表その1 スポーツの種類別年少労働者数

性別	種別	野球	テニス	バレー	ピンポン	ソフトボール	水泳	その他	合計
男		165	37	44	145	61	133	17	602
女		66	106	354	388	166	144	18	1,242
合計		231	143	398	533	227	277	35	1,844
		%	%	%	%	%	%	%	%
割合 男		27.5	6.1	7.3	24.1	10.1	21.1	2.8	100.0
" 女		5.3	8.5	28.5	31.2	13.4	11.6	1.5	100.0
割合平均		12.6	7.6	21.6	28.9	12.3	15.1	1.9	100.0

第11表その2 スポーツ種別年少労働者分布図(%)



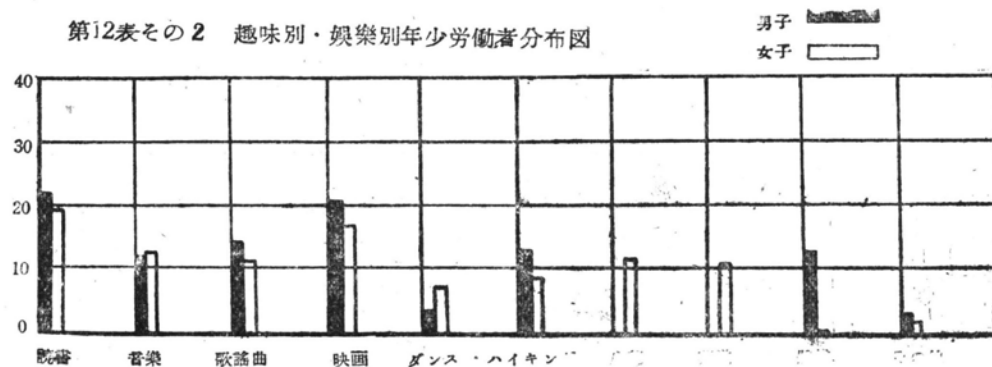
(質問12) 年少労働者が行っているスポーツは、男子は野球が一番多く165名 27.4%、ピンポン 145名 24.1%、水泳 133名 22.1%となつてゐる。女子はピンポン 533名 28.9%、バレー 21.6%、水泳 15%となつてゐる。これと平行して行われた年少労働者の余暇生活に関する調査の設備の項によると、野球場をもっている事業場は極めて少いので、ここで野球と書いてあるのは單なるキャッチボール程度のものが多いのではあるまいか、又ピンポン、バレーにしても比較的設備が簡單で場所、費用が少なくてすむため、自然これらに多く親しむ機会が多くなつたことと思はれる。ここにだした人員数は、その運動を行つてゐる延人員数なので、ここでは運動を全然しない年少者の数は把握できなかったが余暇時間利用状態の項でその点がある程度明らかにされている。種目別の年少労働者数はグラフの通りである。

(12) 趣味、娯楽別年少労働者数 (第十二表)

第十二表その1 趣味別、娯楽別、年少労働者数

性 別	種 別	読 書	音 楽	歌 謡 曲	映 画	ダンス	ハイキング	生 花	茶 道	将 棋	そ の 他	合 計
男		152	81	94	138	19	92	3	0	88	19	686
女		546	355	294	457	183	235	321	288	8	65	2,753
計		698	437	388	595	202	327	324	288	96	84	3,439
割 合	男	22.2	11.9	13.7	20.1	2.8	13.4	0.4	0	12.7	2.8	100.0
"	女	19.8	12.9	10.7	16.6	6.6	8.5	11.7	10.5	0.3	2.4	100.0
割 合 平 均		20.4	12.7	11.2	17.3	5.8	9.5	9.4	8.5	2.8	2.4	100.0

第12表その2 趣味別・娯楽別年少労働者分布図



(質問13) 男子の最も多数を占めているものは読書で 152 名、22.2%、次は映画で 20.1%、歌謡曲が 94 名 13.7%となっている。女子は、1位は読書 546 名 19.8%、映画 457 名 16.6%、音楽 355 名 12.9%と大

体男子と同じ傾向を示しているが、生花 茶道が合せて 609 名 22.2%を占めているのは女子特有の現象であろう。読書が比較的多いのは年少者の向上を求める意欲が表れているものと思われる。

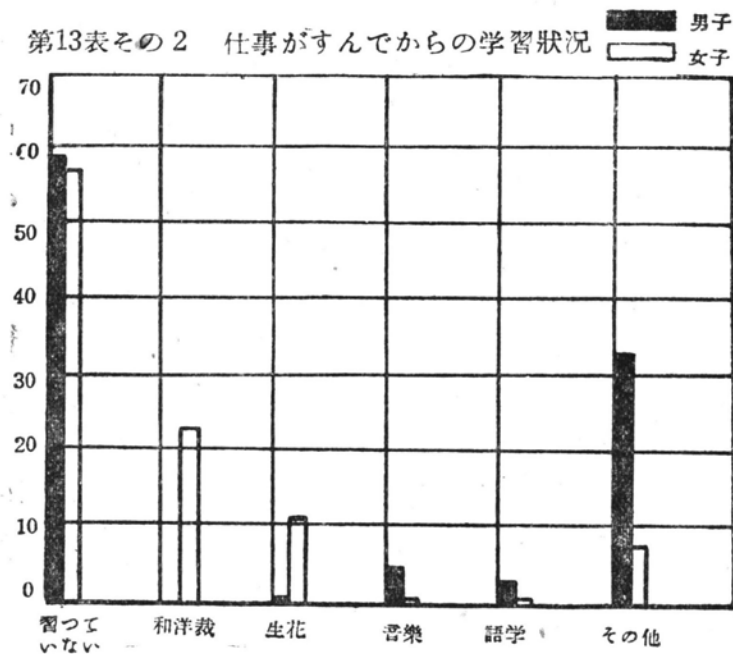
(13) 仕事ですんでからの習学状況 (第十三表)

第十三表その1 仕事ですんでからの習学状況

区分	項目 性別	習っていない	習 っ て い る						合 計
			和洋裁	生花	音楽	語学	その他	小 計	
実数	男	123		1	10	6	69	86	209
	女	399	162	78	3	6	55	304	703
	計	523	162	79	13	12	124	390	912
割合	男	58.9%	0%	0.5%	4.8%	2.8%	33.0%	41.1%	100.0%
	女	56.8	23.0	11.1	0.4	0.9	7.8	43.2	100.0
	合	57.35	17.75	8.66	1.43	1.32	13.49	42.65	100.00

(質問14) この表は仕事ですんでからの余暇時間を年少労働者が向上するためにどのように用いているかを知るためのものである。仕事ですんでから何も習っていない者は男子 123 名 58.9% 女子は 399 名 56.8% で男女合せて 523 名 57.35% が余暇時間を無為に過ごしていることになる。習っている者は、女子は 162 名 23% が和洋裁、78 名 11.1% が生花、男子は 69 名 33% がその他、10 名 4.8% が音楽となつている。ここで明らかな事は年少労働者の約半分以上が習学の機会に恵まれていない事と習学内容が知識的でないものが(殊に女子に於て)多くて、立派な労働者として成長させるための知的教育が欠けているように思われる。年少労働者が同年令の学生に較べて精神知能方面の発達のおくれている原因の一部がこのようなところにもある事が予想され、年少労働者向上の爲、今後この方面の積極的改善が必要であろう。

第13表その2 仕事ですんでからの学習状況



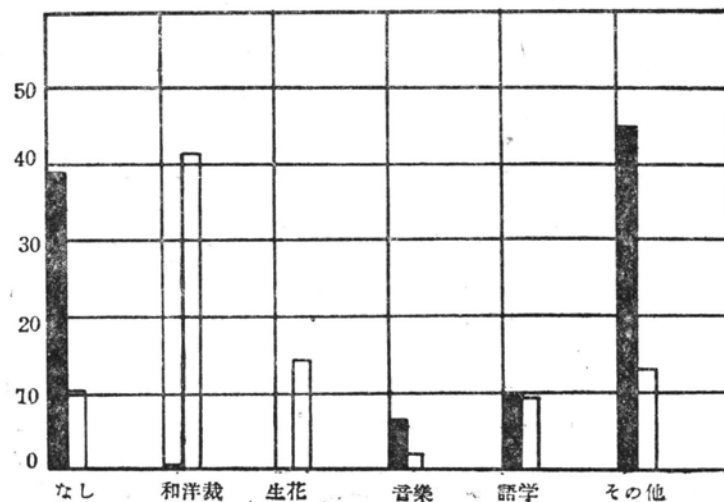
(14) 将来の余暇利用に対する希望 (第十四表)

第十四表その1 将来の余暇利用に対する希望

区分	項目 性別	なし	習 っ た い 希 望						合 計
			和洋裁	生花	音楽	語学	その他	小 計	
実数	男	81	1		12	21	94	128	209
	女	72	359	99	13	69	91	631	703
	計	153	360	99	25	90	185	759	912
割合	男	38.8%	0.5%	0%	5.7%	10.0%	45.0%	61.2%	100.0%
	女	10.2%	51.1%	14.1%	1.8%	9.8%	13.0%	89.8%	100.0%
	割合平均	16.78	39.47	10.86	2.74	9.86	20.29	83.22	100.00

(質問15) 余暇利用に対して希望のない者は男子 81 名 38.8%、女子 72 名 10.2%で、希望のある者は男子 128 名 61.2%、女子 631 名 89.8%で、多くの者が何らかの希望をもっていることがわかる。習いたい希望としては女子は和洋裁が 359 名 51.1%、生花が 99 名 14.1%であるのに、男子はその他の項の 94 名 45.0%が一位である。ここに表はれている事は女子の服装に対する憧れが、現在の経済状態では満足させられないため自分で作るという切実な希望となつて表れているものと思われる。男子がその他の項に多いのはこの項を分析しなければ判らないが、更に知識的なものを求めているものと思われる。兎も角男女合せて 759 名 83.22%のものが何らかの習を希望しているのは現在の状態に満足していない向上的な意欲がみられよい傾向であるが、それを指導し実行出来るよう設備を整えることの出来る援助がなければ、これらの希望はふみにじら

第14表その2 将来の余暇利用に対する希望図



れて了うであろう。そこでこれらの希望を伸し彼等の成長を助けるような適切な指導と設備のつくられることが望ましい。

(15) 一週間の余暇生活利用状態 (第十五表)

(質問16) 年少労働者が余暇時間をどのように利用しているかと云うことを、学校、読書、映画、音楽、家事の手傳、スポーツ、組合や自治会の仕事、その他の8項目に分けて調べたものである。なおこの場合サンプル調査として、912名中の1割に当たる91名を事業場規模別、男女別に任意抽出法により抽出した。

第十五表その9までは、各この項目について、時間数別、男女別、事業場規模別に、実数に対する割合を示したものである。

I 学 校 (第十五表その1)

第十五表その1 性別、規模別、時間別、学校の百分比

時間 間	性別 規模	男			女		
		大	中	小	大	中	小
		%	%	%	%	%	%
0 時間		38	66	100	16	40	70
1					6		
2					16	8	10
3		13				12	
4							20
5						4	
6					6	4	
7					3		
8		12					
9					11	4	
10					6	4	
11					3	4	
12			16		6		
13							
14					3	1	
15					3		

	%	%	%	%	%	%
16 時間				3		
17				3		
18	12			3	4	
19		16				
20						
20 ~ 25	25			3	3	
26 ~ 30				3		

これは学校に行つて勉強、或は生花、洋裁等を習うのに費した時間に対する人数の割合である。小規模事業場の年少労働者は男女共に1時間も学校に行っていない。中規模事業場では男子は34%、女子は60%が学校に行き、大規模事業場では男子34%、女子60%が何らかの学校に行き、大規模事業場では男子62%、女子84%が何らかの学校に行っている事が明らかである。又学校に行つてゐる時間数も、大規模事業場の方が中小規模事業場に較べてずつと多くなつてゐる。この事は大規模事業場の年少労働者の方が学校を利用する率が多くこの点では恵まれて居り、小規模事業場ほど年少労働者の余暇時間が少いのか、或は施設が事業場内又はその近くにならないためか理由は不明であるが、教育の機会に恵まれ難いという事が明らかにされている。

又男女別にみると男子より女子の方が学校を利用する率が多いのは、女子には洋裁、生花等の特殊な学校が含まれているためであらう。

Ⅰ 読 書 (第十五表その2)

第十五表その2 性別、規模別、時間別、読書の百分比

時数 間	性別 規模	男			女		
		大	中	小	大	中	小
0 時 間		13		14	6	8	20
1		13			6		10
2			33	14		4	
3		13	16	14	3	16	
4			16	14	9	4	10
5		13			11	8	
6					11	12	10
7		12	16	14	6	16	10
8		12		14	14	8	20
9					3	8	10
10			16		6	6	
11					3		
12					6		
13				14	6		
14					6	8	
15							
16					6		
17							10
18		12					
19							
20							
21 ~ 25							
26 ~ 30		12					

第十五表その2 は年少労働者が読書に費す時間に対する人数の分布を、時間別にみたものである。これによると工場規模別の違いは殆どなく、読書をしない者は男子は大規模 13% 小規模 14% で、女子は大規模

6%、中規模 8%、小規模 20% で比較的少かつた。時間数は男女を比較すると、大差はなく、大体平均して1日に1時間位は読書をしている事になる。この場合、読書内容を知る事が出来たら更に面白い結果がでた事と思われる。

Ⅱ 映 画 (第十五表その3)

第十五表その3 性別、規模別、時間別、映画の百分比

時数 間	性別 規模	男			女		
		大	中	小	大	中	小
0 時 間		50	50	14	54	40	90
1							
2			33		9	20	
3		38			20	24	
4			16	14	14		10
5							
6		12		29		12	
7				29			
8							
9					3		
10				14			
11						4	

映画にどの位の時間を使っている者が何人いるかと云う割合で、大中規模事業場では男女共約 50% は週に1度以上映画に行っていることになる。小規模事業場に働いている女子は 90% が映画に行かず、男子は 14% のみ映画に行かなくて、理由は判らないが例外を示している。ここでは年少労働者の約半数は週に1度以上映画に行っている事が明らかで、映画の年少労働者に与える影響の大なる事と共に、他に適当な娯楽施設のない事

が裏がきされている。

■ 音 楽 (第十五表その 4)

第十五表その 4 性別、規模別、時間別、音楽の百分比

時間数	性別 規模	男			女		
		大	中	小	大	中	小
		%	%	%	%	%	%
0 時間		76	83	29	74	60	70
1					6	16	
2				29	6	8	
3				14	6		10
4		12			3	4	
5							20
6				14	3		
7		12		14		8	
8			16		3		

音楽に時間を使っている年少労働者数の割合は事業場規模別にみると男子の小規模事業場に働いている者に 71%ある他は殆んど同じで 20~30%しか時間を用いていない。又男女差は殆どみられず、全体的に平均 2 時間位の者が多く 1 週間に 7、8 時間と云うようなものは極く少く、特別に音楽の練習をしていると云うよりも、余暇時間をこれでなぐさめていると云うように思われた。

Ⅴ 家事の手傳 (第十五表その 5)

第十五表その 5 性別、規模別、時間別、家事の手傳の百分比

時間数	性別 規模	男			女		
		大	中	小	大	中	小
		%	%	%	%	%	%
0 時間		76	33		9	8	10
1			16	14		4	
2					6		20
3			16	14	6	8	
4			16		6	4	
5					3	8	
6					9		
7				29	3	8	40
8				14	3	12	10
9				14	6	8	10
10		12			3	20	
11				14			
12					9	4	
13			16		3		
14					6		10
15					6		
16					3		
17					3	4	
18		12			3		
19					6		
20					6		
21 ~ 25					3		
26 ~ 30							
31 ~ 35						4	
36 ~ 40					3		

家事の手傳いは男女差が大きく、女子は規模の如何に拘らず約 90%が家事の手傳いをしている。それに費す時間は週 7~8 時間を中心に、週 36 時間から 40 時間と云う項に至るまで、時間はまちまちである。

男子は手傳いをしない者が大規模事業場に 76%もあるが、中規模では 33%、小規模では 1 人もいないとそう変つた形を示している。これは大規模事業場では寄宿舍設備等が整つているため、比較的家事を手傳う機会の少い爲ではないかと思われる。但し大規模事業場を除いては男子が予想外に家事の手傳いをしていることが明らかである。

男女差について全体的にみると、やはり相当の違いがあるのは、家庭内に於ける男女の地位の違いが残存している事を意味するであろう。

Ⅵ スポーツ (第十五表その 6)

第十五表その 6 性別、規模別、時間別、スポーツの百分比

時間 数	男			女		
	規模			規模		
	大	中	小	大	中	小
0 時間	38%	33%	14%	50%	60%	70%
1			29	3		
2	13	33	14	9		10
3				9	16	20
4		16	29	11		
5				3	12	
6					4	
7	13	16		6		
8			14			
9	12					
10						
11	12					
12						
13				6		
14					4	
15						

時間	%	%	%
16 時間			
17			
18			
19		6	4
20			
21 ~ 25			
26 ~ 30			
31 ~ 34	12		

男子は小規模事業場を除いては約 70~80%の者がスポーツのために時間を費している。女子は大規模事業場では約半数がスポーツを行つているが事業場規模が小となる程スポーツを行つている者が減じている。これは小規模事業場のスポーツ施設の不備を物語るものであろう。スポーツを行う時間は平均して男女とも週に 2~3 時間の者が多いが、身体の発育期にある年少労働者はもつとスポーツの時間が多い事が望ましく、又健全娯楽としてのスポーツは、年少労働者の不良化防止能率向上にも役立つものと思われるので、事業主その他のこの方面に対する理解が必要であらう。

Ⅶ 組合や自治会の仕事 (第十五表その 7)

第十五表その 7 性別、規模別、時間別、組合や自治会の仕事の百分比

時間 数	男			女		
	規模			規模		
	大	中	小	大	中	小
0 時間	100%	100%	100%	91%	88%	100%
1				3	8	
2					4	
3				3		
4						
5						
6				3		

組合や自治会の仕事の爲に時間を費している年少労働者は全体的に非常に少く、男子は全然これらの仕事を行っていない。女子の大中規模事業場に若干あつて、小規模事業場に全然ないのは、大規模事業場の方が組合、自治会活動が活潑なためであろう。これらの活動が年少勤働者の精神的発育を助長し、年少労働者の人格完成に大きき役割をもつことを思う時、年少労働者が、これらの事に対する知識をえて関心をもつようになることが望ましい。

Ⅷ その他（第十五表その 8）

第十五表その 8 性別、規模別、時間別、その他の百分比

時間数	男			女		
	大	中	小	大	中	小
0 時間	38	50	29	34	24	30
1		16	14		4	
2		16	14	6	13	10
3	13			25	4	
4		16	14	3	12	10
5	13			8	4	
6			14		8	10
7				3	8	
8	12		14	6	4	10
9	12					
10					4	
11					4	
12				3	8	
13	12			6	4	20
14				3		
15				3		
16						
17						
18						10

今まで挙げた各項目に入らないその他の項では女子は約 60～70%男子は 50～60%が時間を費している。これらの内容は風呂、雑談、散歩、洗濯、裁縫等、教養をつけるための向上的なものより寧ろ生活的なものが多いのは、年少労働者の余暇時間がこのような生活的なものに案外多く使われている事を意味する。又女子にこの時間が多いのは身の廻りの事その他を家庭でやらねばならない経済状態の爲であろう。

■ 余暇利用の各事項別の総合結果

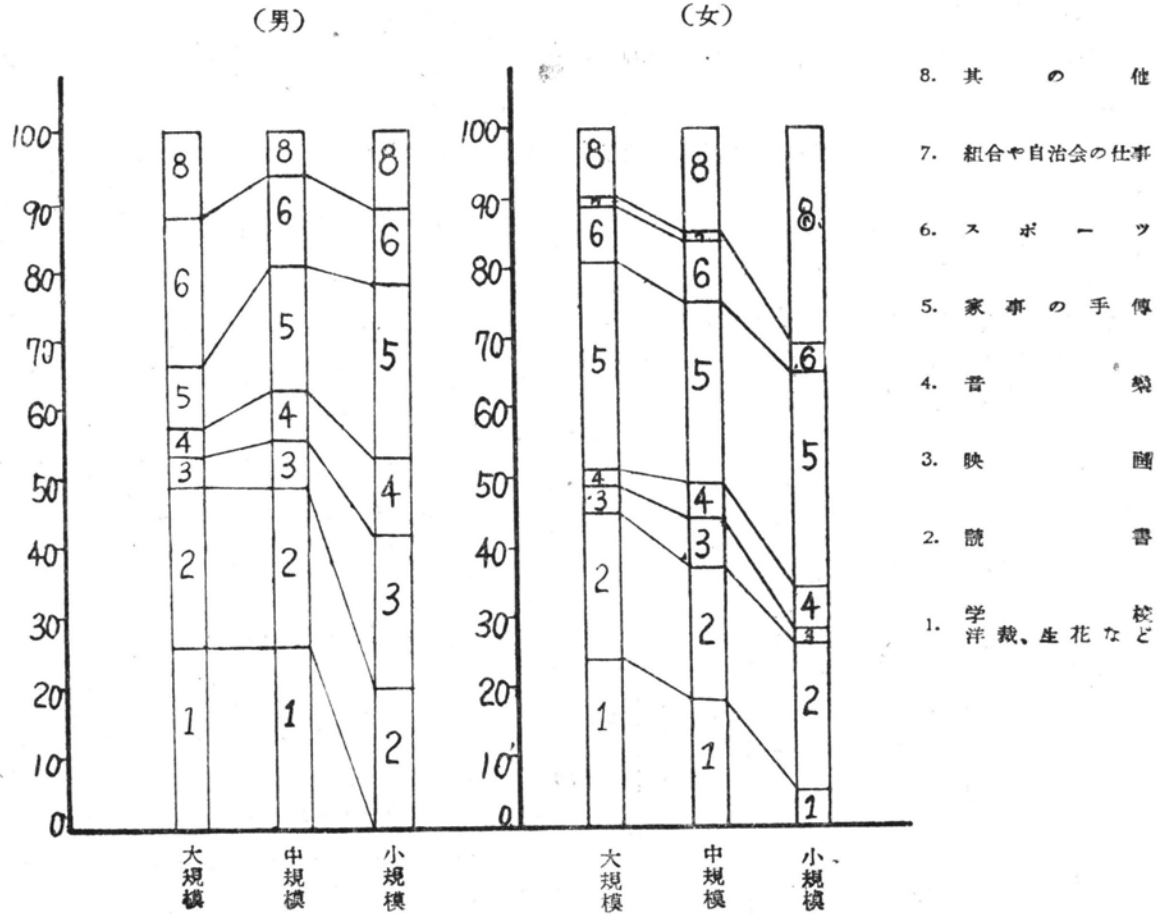
年少労働者の余暇時間を前に挙げた各項目別に分けたのが第十五表その 9 である。これは男女別、事業場規模別に各項目に費した 1 週間の時間数の和を求め、その比率を示したものである。

この表より、年少労働者の余暇時間利用の全体的傾向をみると、読書は男女規模別をとわず全体の 20%位を占め、好ましい傾向を示している。映画、音楽に費す時間は全体的にみると少いようだが、平均週に一度位は時間をとつて居り、比較的重要な要素となつて居る。組合や自治会の仕事は非常に低調な事が明らかである。

男女を比較した場合、スポーツ、映画、音楽等の娯楽的なものは男子が多く、家事の手傳い或はその他（風呂、裁縫、洗濯、散歩、雑談等々）の項が女子に多いのは、今までの家庭内に於ける封建性の残存が表れているのであろう。

事業場規模別にみると、男子は大規模事業場では学校、スポーツ、読書等で占める時間が比較的多く、映画、音楽、家事の手傳等が少いところが小規模事業場では学校に行つて居る者は一人もなく、スポーツのための時間

第15表その9 性別 規模別余暇利用の年項別の百分比



も少い。そして逆に家事の手傳い、音楽、映画等の時間が増加している。中規模事業場はこの中間の状態にある。そこで大規模事業場では学校、スポーツ、読書など健全に余暇時間を過ごす施設が整い、又その余裕がある事と思はれるが事業場規模が小になる程その条件が欠けてきて、それを補うため、映画、音楽等、事業場外の設備で出来る娯楽を楽しむことになり、不健全な状態に置かれ易い可能性が増してくる。又大規模事業場では寄宿舎設備がある爲か家事の手傳いが少いが、小規模事業場につとめる男子は女子と同じ位家事の手傳いをしている。

女子の場合読書と家事の手傳いは事業場規模に拘りなく多くの時間を占めており、女子の特殊性を表しているが、規模別にみると相当の差が見られる。学校、スポーツ等には大規模事業場の者が多く時間を用いているが、小規模事業場ではそれらが少く、逆にその他の項（生活的な方面が多い）に多くの時間を使っている。ここでも大規模事業場の方が年少者に健全に時間を過させる施設を多くもっている事が明らかである。又女子の場合は音楽、映画等より生活的なものが全体的に大きな部分を占めている。

結論的に云えば、大規模事業場に働く年少者は男女とも比較的向上的な事に余暇時間を費しているが、小規模事業場に働く年少者は、生活的な事に多く時間を費し、又個人的な娯楽を求め、危険な要素を多分に含んだ恵まれない環境条件に置かれている事が判る。全体的に学生とくらべ映画等は比較的多くみているので、これらの良い物が多く出来る事が望ましいが、同時にこれらに代る健全な娯楽設備を整える事も必要であろう。

(16) 休んだ回数別理由の有無別及び休日数別年少労働者数 (第十六表)

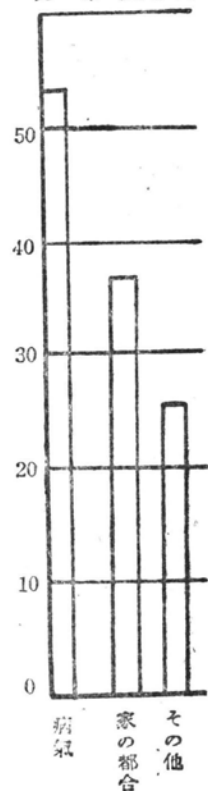
第十六表その1 休日回数別、理由の有無別、休日数別年少労働者数

性別	休日回数別	なし	あり	理由別			休日数別					合計
				病 氣	家事都合	その他	2日以下	7 日	14 日	21 日	22日以上	
男	1 同		82	34	23	25	64	12		4	2	
	2 同		7		6	6	4	2			1	
	3 回以上	119	1	2	3	3		1				
	計	119	90	36	32	31	68	15	4	3		209
女	1 同		256	128	82	46	215	32		6	2	1
	2 同		26	25	18	9	13	32				
	3 回以上		2	4	2		2	1				
	計	419	284	157	102	55	230	45	6	2	1	703
合計	1 同		338	162	105	71	279	44	10	4	1	
	2 同		33	27	24	15	17	15		1		
	3 回以上		3	4	5		2					
	合計	538	374	193	134	86	298	60	10	5	1	912
割合 %		58.99	100.00 41.01	51.60	35.83	22.99						100.00

(質問18) これは年少労働者の一ヶ月間の出勤状況の調査である。休んだ回数についてみると男女合せて1回休んだ者は338名で休んだ者全体の90%、2回3回休んで居る者は極めて少数であつた。次に休んで居る者に就て、その理由を調べてみると病氣51.6%家事都合が35.83%その他が22.99%で病氣による者が約半数を占めている。休んだ回数は2回以下が28名80%を占め他は少数である。男女差はみられず傾向は殆ど同じであつた。結局年少労働者の約40名は公休日以外に休んで居りその90%は1回で、しかも80%は2日以内である。理由はその約半数が病氣となつている。そこで年少労働者の40%が回数日数は少くとも月1度

は休み、その半数が病氣によると云うことは、労働の強度或は設備の不備、労働時間の過剰第1条件、環境の心身に対する悪影響のあることが考へられ年少労働者保護の上から対策を必要とする問題であろう。但し比較的長期の休日が少いので労働時間、休息时间、設備その他の環境の改善を或る程度行うことによつて、年少労働者の病氣による休日を減じ能率を上げる事が出来るのではないかとも思われる。

第16表その2
休日理由別
年少労働者
分布図(%)



(17) 労働組合の有無、加入状況及び役員の経歴有無別年少労働者数（第十六表）

第十七表 労働組合の有無、加入状況及び役員の経歴

区 分	性 別	項 目 回 答	有 無			加 入 状 況			役 員 の 経 歴		
			あ る	な い	計	入 っ て い る	入 っ て い な い	計	あ る	な い	計
実 数	{	男	165	44	209	165	44	209	5	204	209
		女	571	132	703	549	154	703	199	504	703
		合 計	736	176	912	714	198	912	204	708	912
割	{		%	%	%	%	%	%	%	%	%
		合	80.70	19.30	100.00	78.29	21.71	100.00	22.37	77.63	100.00

(質問19) 労働組合のある事業場に居る年少労働者は 736 名 80.70%、無い事業場に居る年少労働者は 176 名 19.30%で、組合加入状態は加入者 714 名 78.29%、非加入者 198 名 21.71%である。即ち、年少労働者の約 20%は組合の無い事業場に働いており、組合のある事業場でも約 20%は組合に属していない事が判る。役員の経歴の有無は、男子では役員の経験ある者 15 名 2.4%、経験ない者 204 名 97.6%であるのに女子は、経験ある者 199 名 28.3%、経験ない者 504 名 71.7%で、女子の方が役員に多くでている事が明かである。男女合せた場合 77.63%が組合役員の経験をもたないということは、年齢が低いため、これらの地位を成人労働者に占められるものと思われる。

しかし、いづれにせよ、これらの事実は健全な組合の発達を遅らし、年少労働者の職場環境の改善等を阻げる懸念のある事実である。

(18) 勤め先や寄宿舎の施設設備について（第十八表）

第十八表 勤め先や寄宿舎の施設設備について

区 分	性 別	回 答	今 の ま ま で よ い		計
			今 の ま ま で よ い	今 の ま ま で は だ め だ	
実 数	{	男	117	92	209
		女	453	250	703
		合 計	570	342	912
割	{				
		合	62.50%	37.50%	100.00%

(質問20) 勤め先や寄宿舎の施設、設備、即ち年少労働者の環境についての年少労働者自身の意見を聞いたものである。これによると、今のままでよいと云う者は男子 117 名 56.0%、女子 453 名 64.4%、今のままでだめだと云う者は男子 92 名 44.0%、女子 250 名 35.6%で、男子の

方が現在の環境に対して不満をもっている者が多い、これは男子の職場の方が、環境が悪いのか、或は男子と女子の意識の違いか不明であるが、兎も角男子は 44.0%、約半数近くが不満をもっている。男女合せた場合でも 37.50%は今の施設、設備に不満をもっていると云うことは、年少労働者の環境改善のために見逃す事の出来ない重要な点であると思われる。この点に就いては組合、事業主、その他年少労働関係者の関心が薄く、充分なことがなされていないと云うことが考えられ、今後の啓蒙運動の必要性が痛感させられる。

(19) 余暇に対する組合活動について (第十九表)

第十九表 休み時間余暇に対する組合活動について

区 分	回 答 性 別	今のままでよい	今のままではだ めだ	計
実 数	男	164	45	209
	女	606	97	703
	合 計	770	142	912
割	合	84.43%	15.57%	100.00%

(質問21) 年少労働者の休み時間、余暇時間についている活動に対して、年少労働者自身の批判をみたいと思つたが、実際にはあまり年少労働者の関心がみられなかつた。“今のままでよい”と云う者は男子では 164 名 78.5%、女子は 506 名 86.2%、“今のままではだめだ”と云う者は男子 45 名 21.5%、女子 97 名 13.8%で、ここでも男子の方に不満をとらえている者が多い。ここで考えられることは、男女合せて僅か

142 名 15.57%が組合に対する不満を述べている事で、年少労働者の組合に関する考え方の不足を示すと共に、組合が年少労働者のための活動を余り行っていないと云うことが明らかにされるであろう。

(20) 居住町村の利用施設について (第二十表)

第二十表 居住町村の利用施設、設備について

区 分	回 答 性 別	今のままでよい	今のままではだ めだ	計
実 数	男	133	76	209
	女	440	263	703
	合 計	573	339	912
割	合	62.83%	37.17%	100.00%

(質問22) 男女とも同じ傾向なので、男女の合計数によつてみると、“今のままでよい”と云う者が 573 名 62.83%、“今のままではだめだ”と云う者が 339 名 37.17%を占めている。ここでは約 40%が施設、設備の改善を望んで居り、年少労働者の向上意欲がみられる。それと共にここでも又、居住町村の利用施設、設備の不満が予想されうる。

三、 む す び

この調査報告は、“働く少年少女の余暇生活調査”集計報告であるが、綿密な分析を必要とする部分は一部後の機会にすることにして、集計の出来た部分のみの結果を出したものである。

個々の結論は各々の項目のところに説明してあるので、全体的な傾向をみると次のような事がいえると思う。

- 1 電球製造業、真空管製造業に就労している年少労働者は女子が男子の約3倍を占め、比較的順調な教育（義務教育の最高段階）を受けている都市出身者が多く、この調査のかぎりでは出稼でなく自宅からの通勤者が多い。
- 2 家庭環境、余暇生活環境は、家族数が多かつたり、両親か或は片親が欠けている事等が多いことからして経済的にめづまれているものが多い事が予想される。
- 3 年少労働者の現在の余暇利用はあまり行われていないが余暇利用に対する彼等の希望は非常に多いので今後対策を必要とするであろう。
- 4 余暇生活の爲のあらゆる設備については年少者労働者の爲のものが少く、年少労働者自身不満を訴えている。
- 5 年少労働者に対して、事業主、組合その他すべての年少労働者に関係ある人々の関心が非常に薄く、保護活動が不活潑である。